



障害のある方の暮らしを支援する

しあわせ事典

蒲郡市福祉課

住 所	〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17-1	HPはこちら
電 話	0533-66-1106	
FAX	0533-66-3130	
Eメール	fukushi@city.gamagori.lg.jp	
ホームページ	https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/fukushi/	

R8.9

● しあわせ辞典 目次 ●

障害者手帳の申請・再認定・更新などについて

身体障害者手帳	・・・	3
療育手帳	・・・	5
精神障害者保健福祉手帳	・・・	7

医療費の助成制度について

医療費の助成制度	・・・	8	保険年金課でご相談ください。
自立支援医療（精神通院）の給付	・・・	9	
自立支援医療（更生医療）の給付	・・・	10	
自立支援医療（育成医療）の給付	・・・	10	

日常生活のサービスについて

障害福祉サービス	・・・	11	自動車運転免許取得費補助	・・・	19
児童通所支援	・・・	13	自動車改造費補助	・・・	19
補装具の購入・修理	・・・	15	点字図書の購入	・・・	19
地域生活支援事業	・・・	17	避難行動要支援者制度	・・・	20
意思疎通支援	・・・	17	緊急通報装置の貸出	・・・	20
日常生活用具の購入	・・・	18	住宅改修費の助成・市営住宅	・・・	21
			ふれあい蒲郡・車いす貸出	・・・	22

自動車税・税金・各種割引等について

税金の軽減	・・・	23	タクシー料金の助成	・・・	28
有料道路通行料金の割引	・・・	24	N H K放送受信料の減免	・・・	28
自動車税の減免	・・・	26	各種運賃の割引・携帯電話割引	・・・	29

手当・年金等について

蒲郡市障害者扶助料	・・・	30	
愛知県在宅重度障害者手当	・・・	31	
特別障害者手当・障害児福祉手当	・・・	32～33	
障害基礎年金	・・・	34	保険年金課でご相談ください。
特別児童扶養手当	・・・	34	子育て支援課でご相談ください。
児童扶養手当・愛知県遺児手当・蒲郡市遺児手当	・・・	35	子育て支援課でご相談ください。
心身障害者扶養共済	・・・	36	

その他（生活福祉資金貸付、結婚祝金等）

・・・37～38

相談の窓口

・・・39～41

施設の所在地など

・・・43～47

障害のある方や配慮が必要な方に関するマーク

・・・48～50

交通事故被害者への支援

・・・51

※障害の種類・等級などによって使えるサービスに制限がありますのでご注意ください。
また、制度の変更などにより、サービス内容が変わることがあります。

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体（上肢・下肢・体幹）・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の各部位または機能に、法で定められた障害がある人に交付されるもので、障害福祉サービスを受けるために必要なものです。

障害の程度に応じて、重い順に1級から6級までの等級があり、重度の人ほどさまざまな生活支援を受けられるしくみになっています。また、H I V感染者で一定の要件を満たす人にも身体障害者手帳が交付されます。

★身体障害者手帳は愛知県から交付されるものです。

身体障害者手帳の申請方法

※新規交付

手続きの流れ

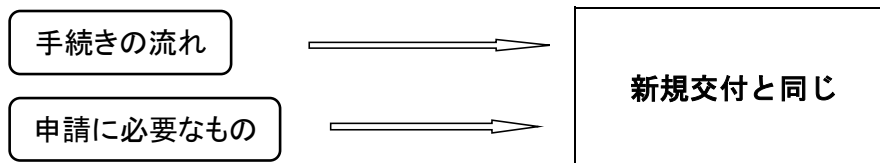


申請に必要なもの

- 交付申請書（用紙は福祉課にあります）
- 指定医師による診断書（所定の様式のもの、福祉課窓口または愛知県のホームページから取得できます。）
- 写真（上半身、タテ4 c m×ヨコ3 c m）
- 本人確認書類
- 申請者本人のマイナンバーが分かるもの

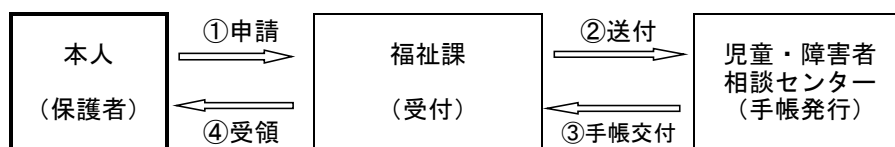
※再交付（障害の状態が変わった・違う障害が加わった）

障害が重くなったように思われる場合、ほかに新たな障害がでてきた場合など、等級が変わる可能性があります。まず、医師に相談してください。



※再交付（紛失した・破れた・汚れた等）

手続きの流れ



申請に必要なもの

- 再交付申請書（用紙は福祉課にあります）
- 写真（上半身、タテ4cm×ヨコ3cm）
- 本人確認書類
- 申請者本人のマイナンバーが分かるもの

※再認定（障害の状態により手帳に期限が設けられている場合があります）

障害の状態が変化することがあらかじめ予想される場合、身体障害者手帳に期限が設けられている場合があります。期限が切れる3ヶ月程度前に児童・障害者相談センターから通知が届きますので、手続きをお願いします。

手続きの流れ

新規交付と同じ

申請に必要なもの

- 指定医師の診断書（用紙は福祉課にあります）
- 写真（上半身、タテ4cm×ヨコ3cm）

Q. 住所や名前が変わったら？

A. 福祉課に届出をしてください。

必要なもの

- 身体障害者手帳
- 申請者本人のマイナンバーが分かるもの

Q. 身体障害者手帳を持っている人が亡くなったら？

A. 福祉課に身体障害者手帳を返還してください。手帳を紛失して手元にない場合も、届出が必要です。各種手当等の喪失の手続きをしていただきます。届出が遅れると、さかのぼって手当をお返しいただく場合がありますのでご注意ください。

必要なもの

- 身体障害者手帳
- 同居の親族（配偶者優先）の預金通帳

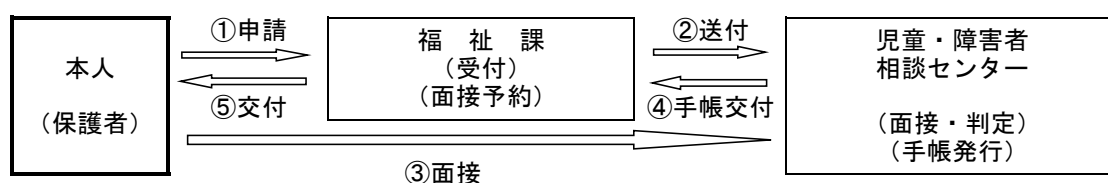
療育手帳

療育手帳とは「知的障害者」に交付されるものです。基本的には生まれつきの知的な障害をもつ人に交付され、その障害の程度により、重度（Ａ判定・ＩＱ３５以下）、中度（Ｂ判定・ＩＱ３６～５０）、軽度（Ｃ判定・ＩＱ５１～７５）に区分されます。

療育手帳の申請方法

※新規交付

手続きの流れ



申請に必要なもの

- 交付申請書（用紙は福祉課にあります）
 - 交付申請資料（用紙は福祉課にあります）
 - 写真（上半身、タテ４ｃｍ×ヨコ３ｃｍ）１枚
 - 本人確認書類
 - 申請者本人のマイナンバーが分かるもの
- ※ １８歳以上で療育手帳を新規で取得する場合は、成績証明書等が必要となります。

対象となる方

- ① おおむね１８歳以前に知的障害が認められ、それが持続しているもの。
 - ② 標準化した知能検査によって測定された結果、知能指数が７５以下のもの。
- ※ 交付対象年齢は原則３歳以上ですが、医師の診断等で障害が明確な場合は、１歳到達時点で対象となります。

※再判定（再判定の時期は人によって異なります）

療育手帳には定められた再判定の時期があります。期限の３ヶ月ほど前に福祉課から通知します。

豊橋市にある東三河児童・障害者相談センターで面接が必要になりますが、書面だけで判定が可能な場合もあります。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

手続きの流れ

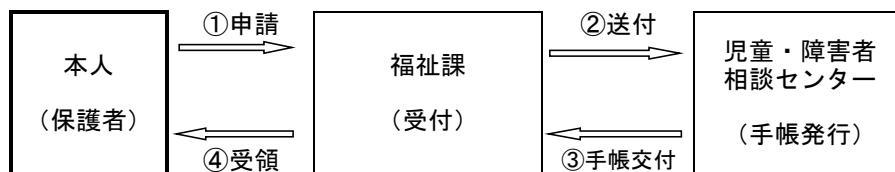
新規交付と同じ

申請に必要なもの

- 再交付申請書（用紙は福祉課にあります）
- 療育手帳調査表（用紙は福祉課にあります）
- 療育手帳
- 写真（上半身、タテ４ｃｍ×ヨコ３ｃｍ）
- 申請者本人のマイナンバーが分かるもの

※再交付（紛失した・破れた・汚れた等）

手続きの流れ



申請に必要なもの

- 再交付申請書（用紙は福祉課にあります）
- 写真（上半身、タテ4cm×ヨコ3cm）
- 申請者本人のマイナンバーが分かるもの

Q. 住所や名前が変わったら？

A. 福祉課に届出をしてください。

必要なもの

- 療育手帳

Q. 療育手帳を持っている人が亡くなったら？

A. 福祉課に療育手帳を返還してください。手帳を紛失して手元がない場合も、届出が必要です。各種手当等の喪失の手続きをしていただきます。
届出が遅れると、さかのぼって手当をお返しいただく場合がありますのでご注意ください。

必要なもの

- 療育手帳
- 同居の親族（配偶者優先）の預金通帳

※療育手帳が不要になったときも返却してください。

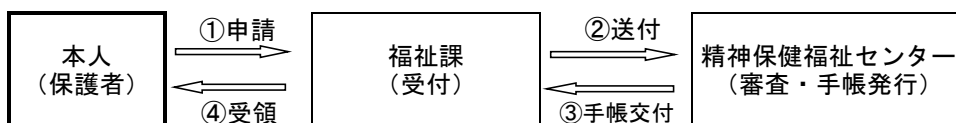
精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)

精神疾患のある人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が手帳交付の対象となります。障害の程度に応じて、重い順に1級から3級までの等級があります。

障害者手帳の申請方法

※新規交付・更新（有効期間は2年） ※更新の手続きは有効期限の3ヶ月前からできます。

手続きの流れ



申請に必要なもの

- 手帳用診断書（初診日から6ヶ月以上経過したものに限る）
福祉課窓口または愛知県のホームページから取得できます。
- 健康保険情報がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせなど）
- 写真（上半身、タテ4cm×ヨコ3cm） ※なくても可
- 交付申請書（用紙は福祉課にあります）
- 精神障害者保健福祉手帳（更新の方のみ）
- 本人確認書類
- 申請者本人のマイナンバーが分かるもの

※精神障害を支給事由とする障害年金を現に受給している場合は診断書を省略できます。
（障害年金証書（基礎年金番号の記載のあるもの）が必要です。）

※写真なしの手帳では一部の割引サービスを受けられない場合があります。

※蒲郡市公式LINEアカウントに有効期限をご登録頂くと有効期限の3ヶ月前をお知らせします。

Q. 県内で住所や名前が変わったら？

A. 福祉課に届出をしてください。

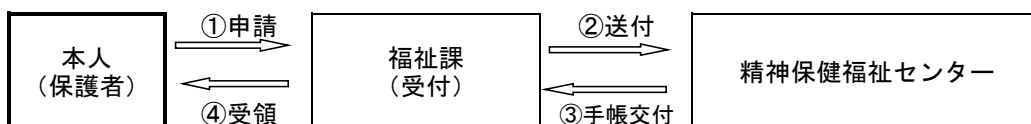
必要なもの

- 障害者手帳
- 変更届
- マイナンバーが分かるもの
- 本人確認書類

Q. 県外から転入した場合、障害者手帳の住所変更は？

A. 福祉課に届出をしてください。

手続きの流れ



必要なもの

- 障害者手帳
- 写真（上半身、タテ4cm×ヨコ3cm） ※なくても可
- マイナンバーが分かるもの
- 交付申請書
- 変更届
- 本人確認書類

Q. 障害者手帳の等級変更は？

A. 2年の有効期限終了前であっても精神障害の状態が変化していると思われる人は、福祉課に変更申請をしてください。

申請に必要なもの

- 交付申請書
 - 写真（上半身、タテ4cm×ヨコ3cm※なくても可）
 - 手帳用診断書
 - マイナンバーが分かるもの
- （または障害年金証書と、年金の直近の振り込み通知書または年金の振込額が分かる預金通帳）

医療費の助成制度について

保険年金課

電話：66-1102

保険診療の自己負担分について助成する制度があります。

* 詳しくは保険年金課にお問い合わせください。

区 分	対 象	助成の内容
身体障害者	身体障害者手帳1～3級の人 〔* 腎臓機能障害4級の人 * 進行性筋委縮症 4～6級の人〕	医療費の自己負担分を全額助成
知的障害者	療育手帳A、B判定の人	
精神障害者	精神障害と診断され、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている人	精神障害の通院治療に要した医療費の自己負担分を全額助成
	精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者	医療費の自己負担分を全額助成
その他	自閉症状群と診断されている人	医療費の自己負担分を全額助成

※65歳以上74歳までの方で、手帳の級が下記に該当する方は後期高齢者医療への加入が選択できます。

- ・身体障害者手帳1級～3級 ・下肢4級の一部
- ・音声・言語4級 ・療育手帳A判定
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級

必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、自閉症状群と診断された診断書
- 健康保険情報がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせなど）
- 申請者本人のマイナンバーが分かるもの
- 本人確認書類

自立支援医療(精神通院)の給付について

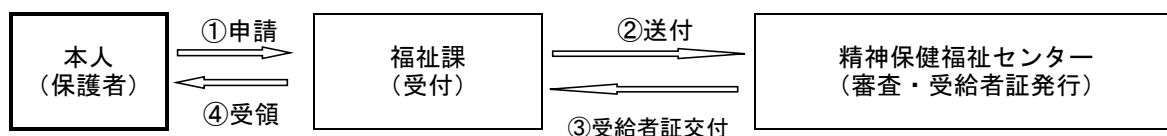
精神的な病気の通院医療費の自己負担を軽減する制度です。申請して承認されると、医療費の9割が公費等で負担され自己負担は1割となります。
ただし、その1割分についても、保険年金課福祉医療にて、助成を受けることができます。

※新規交付・更新(有効期間は1年) 手紙による更新案内はしません。期限切れにご注意下さい。

※更新の手続きは有効期限の3ヵ月前からできます。

※蒲郡市公式LINEアカウントに有効期限をご登録頂くと有効期限の3ヶ月前をお知らせします。

手続きの流れ



申請に必要なもの

- 自立支援医療費(精神通院用)診断書 (福祉課窓口または愛知県のホームページから取得できます。)
- 健康保険情報がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
- 自立支援医療受給者証(更新の方のみ)
- 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書(用紙は福祉課にあります)
- 申請者本人及び同一保険加入者のマイナンバーが分かるもの
- 1年分の障害・遺族年金の振込通知書または振り込みがわかる通帳
(※市民税が非課税で、障害・遺族年金を受給している方のみ)
- 本人確認書類

Q. 受診する医療機関・薬局・訪問看護等が変わったら？

A. 福祉課で変更申請をしてください。変更先の医療機関受診前に変更手続きが必要です。

必要なもの

- 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書(変更)
- 自立支援医療受給者証
- マイナンバーが分かるもの
- 本人確認書類

Q. 住所や名前、健康保険などが変わったら？

A. 福祉課で変更手続きをしてください。

必要なもの

- 自立支援医療受給者証(精神通院)等記載事項変更届
- 自立支援医療受給者証
- 健康保険情報が分かるもの(健康保険情報が変更になった場合)
- マイナンバーが分かるもの
- 本人確認書類

自立支援医療(更生医療・育成医療)の給付について

※更生医療（18歳以上）について

18歳以上の身体障害者手帳所持者(呼吸器、ぼうこう、直腸機能障害は除く)が、医療により、手帳に記載された障害そのものの軽減や除去が可能な場合に、給付を受けることで公費(国・県・市)による医療費助成が受けられます。(世帯収入に応じ、自己負担上限額が設定されます。)

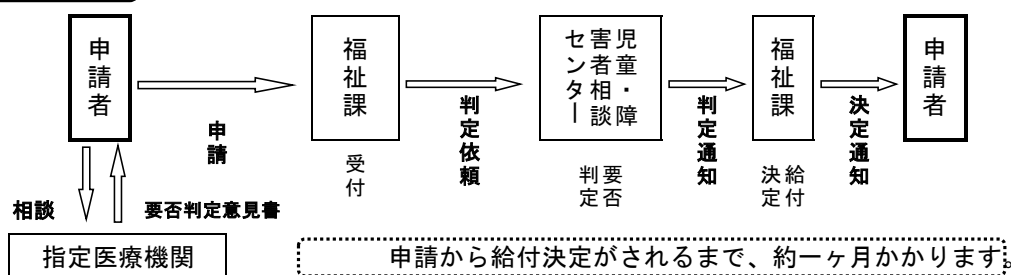
＜対象となる障害と治療の一例＞

- ・腎臓機能障害(透析、腎移植、免疫抑制療法) ・そしゃく機能障害(口蓋裂の歯科矯正治療)
- ・心臓機能障害(心臓人工弁置換手術) ・肢体不自由(人工関節置換手術)など

必要なもの

- 自立支援医療費(更生)支給認定申請書(福祉課にあります)
- 更生医療要否判定意見書(指定医療機関が記載したもの)
- 健康保険情報がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
(※本人と同一保険に加入する全ての方のもの)
- 特定疾病療養受領証(人工透析を受けている方)
- 1年分の障害・遺族年金の振込通知書または振り込みがわかる通帳
(※市民税が非課税で、障害・遺族年金を受給している方のみ)
- 申請者本人及び同一保険加入者のマイナンバーが分かるもの

手続きの流れ



※育成医療（18歳未満）について

18歳未満の児童(身体障害者手帳の所持は不問)が、健全な育成を図るため、身体障害を除去、軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる場合に、給付を受けることで公費(国・県・市)による医療費助成が受けられます。(世帯収入に応じ、自己負担上限額が設定されます。)

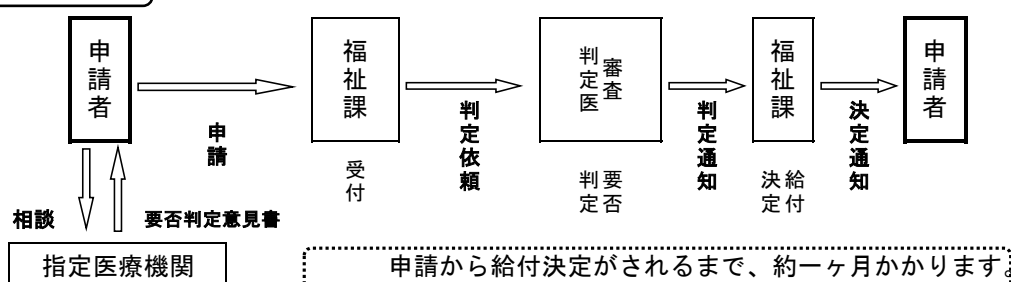
＜対象となる障害と治療の一例＞

- ・肢体不自由(人工関節置換手術) ・そしゃく機能障害(口蓋裂の歯科矯正治療)
- ・心臓機能障害(心臓人工弁置換手術) など

必要なもの

- 自立支援医療費(育成)支給認定申請書(福祉課にあります)
- 育成医療要否判定意見書(指定医療機関が記載したもの)
- 健康保険情報がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
(※本人と同一保険に加入する全ての方のもの)
- 特定疾病療養受領証(人工透析を受けている方)
- 申請者本人及び受診者のマイナンバーが分かるもの

手続きの流れ



- 「特定疾患」の医療費助成については、保健所へお問い合わせください。

障害福祉・児童通所支援サービスについて

障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害、難病患者等)にかかわらず、障害のある方が安心して地域で自立した生活を送れるよう、障害者総合支援法に基づき必要なサービスを提供します。

【事業所一覧 P. 43～45】

訪問系サービス	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由がある人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与します。
		行動援護	知的や精神の障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のため援護などを行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを組み合わせて提供します。
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	おもに日中に介護サービスや創作的活動の機会の提供などを行います。
		療養介護	病院などにおいて、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
		短期入所(ショートステイ)	介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
	訓練等給付	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望・就労能力や適性等にあった選択ができるよう支援を行います。
		就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
		就労移行支援	就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
		就労継続支援(A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。
居住系サービス	訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	就労または、日中活動系サービス等を利用している障害者に対し、共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
	介護給付	施設入所支援	介護が必要な人に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

児童通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。(未就学の児童(障害児)が対象)
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	支援員が保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用方法について

福祉サービスの利用を希望される方は、福祉課や支援センター、事業所・施設等で情報収集・相談をし、福祉課に支給申請をしてください。

サービス利用の流れ

- ① 介護給付費、訓練等給付費支給の申請
- ② 相談支援事業者と相談してサービス等利用計画案を立ててもらいます。
- ③ 障害支援区分認定調査
介護給付の申請が行われると、蒲郡市と蒲郡市社会福祉協議会の職員が自宅等を訪問し、障害支援区分認定調査及び、サービス利用の意向を聴取します。
- ④ 障害支援区分の判定
調査結果に基づき、障害支援区分を判定します。
判定は1次判定と、介護給付の事業を希望する場合には、その結果や医師の意見書等をもとに審査会で審査し、2次判定を行います。蒲郡市は審査会の判定結果を基に障害支援区分の認定を行います。
※訓練等給付の事業のみを希望される場合は、障害支援区分の判定は行われません。ただし共同生活援助(グループホーム)は除く。
- ⑤ 支給決定
蒲郡市は、申請を行った障害者の状況や利用の意向、生活環境などの聴き取り調査を行い、相談支援事業所に立ててもらった計画案、障害支援区分の認定、調査内容、利用者の意向、支援の必要度等を勘案して、サービスの種類、支給量、支給期間、利用者負担額上限月額等を決定し、受給者証を交付します。
※受給者証に記載されていないサービスは使えません。
- ⑥ サービスの利用
利用者は、受給者証を利用したい事業所・施設に提示して、契約を結びサービスを利用します。
- ⑦ 利用者負担額の支払い
サービスに係る利用料の1割を、利用者負担上限月額まで、事業所・施設に直接支払います。

障害者福祉制度と介護保険について

介護保険制度とは、介護が必要になったとき、状況にあったサービスが受けられるよう、高齢者の介護を社会全体で支えていく仕組みです。

要介護または要支援の認定を受けた方

介護保険から保険給付を受けることになります。また、障害者福祉制度と介護保険で共通するサービスについては介護保険による給付が優先されます。

(特定疾病により要介護または要支援となった方も含みます。)

共通する福祉サービス

- 居宅介護・デイサービス(生活介護)・短期入所(ショートステイ)
 - 福祉用具のレンタル、購入費助成(障害者福祉制度の補装具・日常生活用具の一部)
 - 住宅改修費の助成等
- ※介護保険にないサービスについては、引き続き障害者福祉制度での給付になります。

介護保険の対象とならない方

これまでどおり、障害福祉サービスを受けられます。

費用負担

- 原則としてかかった費用の1割を自己負担していただきます。

児童福祉法に基づく児童通所支援の利用方法について

児童通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の利用を希望される方は、福祉課や蒲郡市児童発達支援センター、事業所・施設等で情報収集・相談をし、福祉課に支給申請をしてください。

サービス利用の流れ

- ① 児童通所給付費支給、児童計画相談支援給付費支給の申請（※「申請に必要なもの」参照）
- ② 相談支援事業者の決定
- ③ 相談支援事業者と相談してサービス等利用計画案を立ててもらいます。
- ④ 支給決定（受給者証の発行）

蒲郡市は、申請を行った児童の状況や利用の意向、生活環境などの聴き取り調査を行い、相談支援事業所に立ててもらった計画案、利用者の意向、支援の必要度等を勘案して、サービスの種類、支給量、支給期間、利用者負担額上限月額等を決定し、受給者証を交付します。

※受給者証に記載されていないサービスは使えません。

⑤ サービスの利用

利用者は、受給者証を利用したい事業所・施設に提示して、契約を結びサービスを利用します。

⑥ 利用者負担額の支払い

サービスに係る利用料の1割を、利用者負担上限月額（世帯の課税額により異なります）まで、事業所・施設に直接支払います。

※ 満3歳以降の4月から就学前までの児童は、利用者負担額はかかりません。（無償化制度）

※ 未就学児（通園／通所している）が二人以上いる家庭の場合等に、二人目以降の利用者負担の割合が減額される制度があります。（多子軽減制度）

申請に必要なもの

- 児童通所給付費支給申請書等（福祉課にあります）
 - 支援の必要性がわかる書類（新規申請時）
（身体障害者／療育／精神障害者保健福祉手帳または、医師の診断書等）
 - 申請者及び児童のマイナンバーが分かるもの
（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの入った住民票）
 - 申請者、児童及び代理申請者の本人確認書類
- ※新規の申請時には、保護者の方と児童ご本人と一緒に福祉課にお越しください。

児童の発達（気がかり）に関する相談窓口

お子さんの発達やその他、子育てに関する困りごとがあれば、以下へご相談ください。
（児童通所支援の必要性についてもご相談いただけます。）

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ● 蒲郡市児童発達支援センター（にこりん） | 電話： 56-2519 |
| ● 蒲郡市こども家庭センター（うみのこ） | 電話： 56-2305 |
| ● 蒲郡市保健センター（健康推進課） | 電話： 67-1151 |
| ● 子育てコンシェルジュ | |
| 子育て支援課（市役所2階） | 電話： 66-1107 |
| 西部子育て支援センター（すくすく） | 電話： 57-8066 |
| 中央子育て支援センター（さんぽ道） | 電話： 69-3511 |
| ● 蒲郡市障がい者支援センター | 電話： 68-3612 |
| ● 就学指導相談員（学校教育課） | 電話： 66-1165 |

児童通所支援に関するお問い合わせ

- | | |
|--------------|-------------|
| ● 福祉課（障害福祉係） | 電話： 66-1106 |
|--------------|-------------|

蒲郡市児童通所支援給付利用者負担額補助金制度

児童通所支援の受給決定者の中で、通所している事業所の方針により、親子通所をしている場合に、保護者からの申請に基づき、事業所に保護者が支払った毎月の利用料(福祉部分に限る)の半額(※)を、蒲郡市が補助金として交付する制度です。

※ ただし、多子軽減対象児童は、利用料の負担額(福祉部分)が、月額負担上限金額の半額を越えた月に限り、その金額から半額を引いた金額を補助します。

申請から決定の流れ

- ① 保護者から蒲郡市児童通所支援給付利用者負担額補助金の申請 (※「申請に必要なもの」参照)
- ② 市役所による、申請した児童の利用する事業所が親子通所を実施している事の確認
- ③ 市役所から保護者へ交付決定通知書の送付
- ④ 保護者が利用月の領収書(支払明細の分かるものを添付)原本の提出
及び請求書(用紙は福祉課にあります)の提出 ※領収書はコピーでは受け付けられません。
- ⑤ 市役所から補助金の支払い(請求書の提出から1ヶ月以内)

申請(①、④) に必要なもの

- 児童通所受給者証
- 申請者名義の普通口座の通帳
(※補助金の申請者は、受給者証で定める保護者に限ります。)
- 窓口に来られる方の身分証明書
- ④の時は、児童通所支援の利用料の領収書(原本で明細の分かるもの)

補装具の購入・修理について

障害によって失われたり、低下した体の機能を補うための用具を交付（修理）します。
※難病患者等で一定の障害がある方も対象になる場合があります。

対 象 者	補装具の種類	対象者	補装具の種類
視 覚 障 害	視覚障害者安全つえ、 義眼、眼鏡	肢体不自由 (主 に)	義肢、装具、 姿勢保持装置、車椅子 電動車椅子 歩行器 歩行補助杖(一本杖を除く)
聴 覚 障 害	補聴器		
音 声 言 語 機 能 障 害	重度障害者用意思伝達装置		

必要なもの

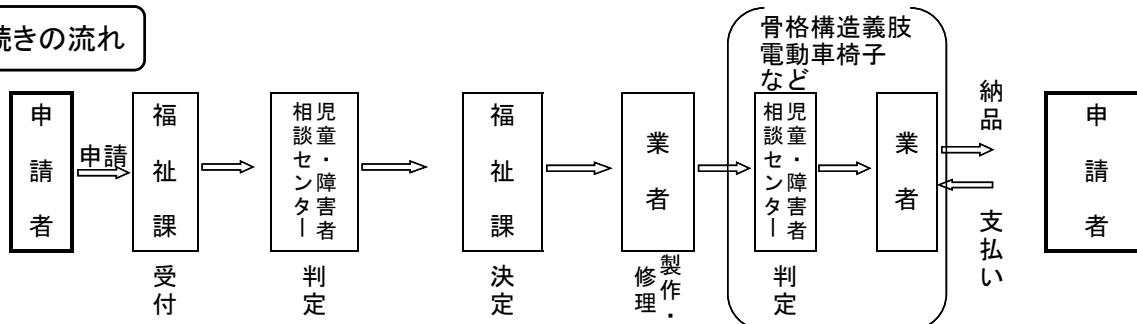
- 交付（修理）申請書
- 見積書（市と委託契約している業者に限ります）
- 身体障害者手帳
- 申請者のマイナンバーが分かるもの
- 医師の意見書（必要時）
- 日常生活状況等の聞き取り調査資料（福祉課窓口での実施対応も可）

申請は必ず事前にしてください。
購入、修理後の申請はできません。



日常生活状況等の
調査作成フォーム

手続きの流れ



※負担していただく金額は、業者の請求があってから業者に支払います。

その他

- 申請は必ず事前にしてください。購入または修理後の申請はできません。
- 入院中の場合や障害の等級などによっては交付できないものもあります。
- 補装具は利用者定率負担となり原則1割を負担していただきます。ただし所得に応じて負担上限が設定されます。また、世帯員の方の市町村民税所得割額により公費負担対象外となる場合があります。
(障害者(18歳以上)の場合は「本人および配偶者」のみの所得で判断されます。)
- それぞれの補装具には基準額があり、その範囲内での交付が受けられます。
- 新規購入時には、医師の意見書を添付する必要がある補装具があります。
詳しくは福祉課窓口でお問い合わせください。
- 補装具の交付を受けた後、壊れたときには修理の申請ができます。また修理不可能な場合には再交付の申請もできますが、それぞれの補装具には耐用年数があり、耐用年数内に壊れたときは原則として修理で対応します。
- 18歳未満の方は、子育て支援課が窓口です。補装具の種類も異なりますので、詳しくは子育て支援課（電話：66-1108）にお問い合わせください。

介護保険の対象となる方

車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえに関しては、介護保険のレンタル物品と共通するので、原則として介護保険での対応となります。
ただし医師や更生相談所等により障害のある方の身体状況に個別に対応することが必要と診断される場合には、障害者福祉制度での給付となります。
また、上記以外のものは従来どおり、障害者福祉制度での対応になります。

蒲郡市軽度・中度難聴児補聴器購入助成事業について

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度以下の難聴児に対し、言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。

対象者

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 蒲郡市内に住所を有する１８歳以下の者（１８歳の誕生日後最初の３月３１日まで申請可）。
- ② 両耳の聴力レベルがいずれも３０デシベル以上であり、身体障害者手帳（聴力障害）の交付対象にならない者。
- ③ 補聴器の装用により、言語習得や教育等における効果が期待できると医師が判断する者
- ④ 対象児の属する世帯に市民税所得割４６万円以上の者がいないこと。

助成額

助成額は基準価格（※下記の基準価格表をご覧ください）と補聴器購入費用のいずれか低い額の３分の２（１円未満切り捨て）。

※補聴器１個の場合３６，０００円、２個（両耳装用）の場合は７２，０００円が助成上限額となります（イヤモールドの費用含む）。修理については、要綱に基づいて購入したイヤモールドのみが対象となります。

【基準価格表】（補聴器一個の場合）

主な補聴器の種類	基準価格	基準価格	基準価格	耐用年数
高度難聴用ポケット型	34,200円	34,200円	34,200円	原則として５年
高度難聴用耳かけ型	43,900円	43,900円	43,900円	
重度難聴用ポケット型	55,800円	55,800円	55,800円	
重度難聴用耳かけ型	67,300円	67,300円	67,300円	

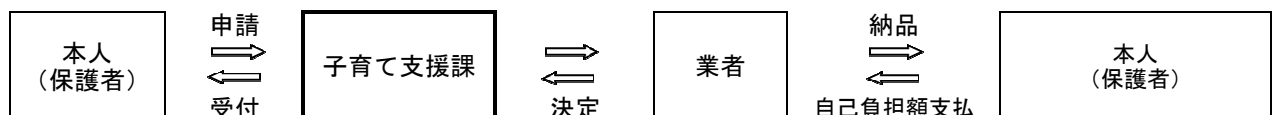
※対象となる補聴器は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定に関する基準」に定める補聴器となります。

必要なもの

- ① 軽度・中度難聴児補聴器購入費等助成申請書（窓口で記入）
- ② 医師の意見書（※身体障害者福祉法第１５条に規定する指定医師作成のもの）
- ③ 補聴器の見積書（※意見書の処方に基づく、補聴器販売業者作成のもの）
- ④ 印かん（※朱肉を使うもの）
- ⑤ 所得課税証明書（※蒲郡市で課税状況を確認できない場合は、対象児の属する世帯全員の所得課税証明書が必要です）

手続きの流れ

補聴器購入前に申請が必要です。



地域生活支援事業について

地域生活支援事業の利用について

【事業所一覧 P. 46】

蒲郡市では、障害がある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な以下の事業を行っています。利用にあたっては地域生活支援給付の支給決定及び受給者証の交付を受ける必要がある事業もあります。福祉課に相談・支給申請してください。

移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者(児)について、円滑に外出することが出来るよう、移動のための支援を行います。
日中一時支援事業	居宅において介護を行う者の疾病等により介護者が不在となる場合に、障害者(児)を障害者支援施設等で、活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための訓練等を行います。
地域活動支援センター	障害者について、地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の支援を提供します。

その他の事業として、訪問入浴サービス事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、福祉ホーム事業などがあります。

意思疎通支援事業

(記事ID:0191389)

手話通訳者の設置

手話通訳者派遣の相談・調整、庁内の手続きにおける通訳などを行います。

場 所：蒲郡市役所 福祉課

日 時：月曜日～金曜日（開庁日に限る）午前9時から正午、午後1時から4時45分
（派遣業務等により、不在となる場合があります。勤務表は市ホームページ上に掲載しています。）

手話通訳者の派遣

聴覚障害の方へ手話通訳者の派遣を行います。

申し込み先：福祉課（電話：66-1106 FAX：66-3130）

利用日の7日前までに申請が必要です。（オンライン可。右記をご参照ください。）

利用者負担は原則無料、派遣は原則蒲郡市内となります。

（手話通訳者派遣
依頼申請フォーム）



要約筆記者の派遣

聴覚障害の方へ要約筆記者の派遣を行います。

申し込み先：福祉課（電話：66-1106 FAX：66-3130）

利用日の7日前までに申請が必要です。（オンライン可。右記をご参照ください。）

利用者負担は無料、派遣は原則蒲郡市内となります。

（要約筆記者派遣
依頼申請フォーム）



日常生活用具の購入について

在宅の身体障害のある方が自力で日常生活を送ることができるように生活用具を給付します。
また、在宅の重度知的障害のある方にも日常生活の便宜を図るための用具を給付します。
※難病患者等で一定の障害がある方も対象となる場合があります。

介護保険の対象となる人

介護保険でレンタルまたは購入費の補助がある品目については介護保険での対応になりますが、それ以外のものは従来どおり、障害者福祉制度での対応になります。
下記の品目は一例です。詳しくは福祉課までお尋ねください。

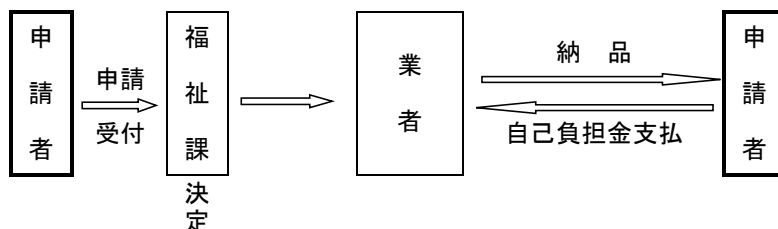
視覚障害	電磁調理器・拡大読書器・視覚障害者用時計・視覚障害者用体重計など
聴覚障害	屋内信号装置・通信装置（ファックス）・情報受信装置・人工内耳など
音声言語障害	携帯用会話補助装置など
下肢・体幹障害	特殊寝台・特殊マット（１級のみ）・特殊尿器（１級のみ） 入浴担架・入浴補助用具・Ｔ字状棒状の杖（一本杖のみ） 体位変換器・移動・移乗支援用具など
	訓練いす・訓練用ベッド（２級以上の３歳以上 １８歳未満の児童）
腎臓障害	透析液加温器
呼吸器障害	ネブライザー・電気式たん吸引器・パルスオキシメーター
ぼうこう・直腸機能障害	ストマ用装具など
ほかに 火災警報器・自動消火器など 各日常生活用具には耐用年数が定められています。	

必要なもの

- 見積書
- 身体障害者手帳または療育手帳

**申請は必ず事前にしてください。
購入後の申請はできません。**

手続きの流れ



※負担していただく金額は、業者の請求があつてから業者に支払います。

その他

- 申請は必ず事前にしてください。購入後の申請はできません。
- 日常生活用具の給付には条件があります。
また、入院中の方は給付の対象になりません。
- 日常生活用具費は利用者定率負担となり原則１割を負担していただきます。
ただし所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
- 買い替えは耐用年数を経過していないと給付は受けられません。
- それぞれの日常生活用具には基準額があり、その範囲内での給付が受けられます。
- １８歳未満の方は、子育て支援課が窓口です。用具の種類も異なりますので、詳しくは子育て支援課（電話：６６－１１０８）にお問い合わせください。

自動車運転免許取得費の補助について

身体障害者手帳所持者が、指定自動車教習所で教習を受け、普通自動車運転免許を取得した場合、その取得に要した費用の3分の2に相当する額（ただし10万円を限度とします）を支給します。

必要なもの

- 運転免許証の写し
- 本人の住民票
- 実績証明書（運転免許取得後、教習所で発行）
- 身体障害者手帳の写し

注意事項

- 免許の取得の際には、補助金の申請の予定がある旨、指定自動車教習所に事前に教えてください。
- 免許取得後、6ヶ月以内に申請しないと補助を受けることができません。

自動車改造費の補助について

1級～6級までの上肢・下肢・体幹機能障害のある方が就労等にもない、自らの名義で所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造する必要がある場合に、その費用を10万円を限度として補助します。

必要なもの

- 改造にかかる見積書（改造箇所を明らかにしたもの）
- 運転免許証の写し
- 身体障害者手帳

注意事項

- 必ず改造を行う前に申請してください。改造を行った後の申請はできません。
- 所得制限（扶養義務者を含む）により、補助の対象から外れる場合があります。
- 免許証の「免許の条件等」欄に限定要件の記載が必要になります。

点字図書の購入について

点字によっていろいろな情報を得ている人に点字図書を給付する制度です。

対象者	点字のできる視覚障害のある方
点字図書の種類	月刊誌や週刊誌などの雑誌を除く書籍
1年間に給付できる冊数	6タイトルまたは24巻まで
必要なもの	●点字図書発行証明書 （点字図書出版施設で発行を受けます） ●身体障害者手帳
※一般の図書購入価格は自己負担になります。	

避難行動要支援者制度について

避難行動要支援者支援制度（旧 災害時要援護者支援制度）とは、普段から避難行動要支援者の情報を関係機関や地域の支援者等と共有することで、災害時の避難支援や安否確認、避難所での生活支援等に役立てるものです。

災害時に身を守るためにも、避難行動要支援者支援制度に登録しましょう

対象者

- ① 要介護3～5
- ②
 - ・身体障害者のうち、下肢・体幹障害が1～2級
 - ・身体障害者のうち、視覚障害が1～2級
 - ・身体障害者のうち、聴覚障害が2級
 - ・療育手帳 A判定
 - ・精神障害者手帳 1級
- ③ 一人暮らし高齢者（シルバーカードに登録している人）
- ④ ①～③に準ずる状態にある方

内容

提出された情報は、避難行動の支援等に必要な範囲で市の関係機関で利用します。また地域の自主防災会、民生委員、消防機関、警察機関、社会福祉協議会へ平常時から提供します。

申請窓口 問い合わせ先

蒲郡市役所 福祉課 障害福祉担当 電話：（0533）66-1106
蒲郡市役所 長寿課 長寿福祉担当 電話：（0533）66-1105

緊急通報装置の貸し出しについて

自宅で火災や心臓発作などの緊急事態が発生したとき、非常ボタンを押すだけで、消防署に自動的に通報される電話機をお貸しします。

対象者

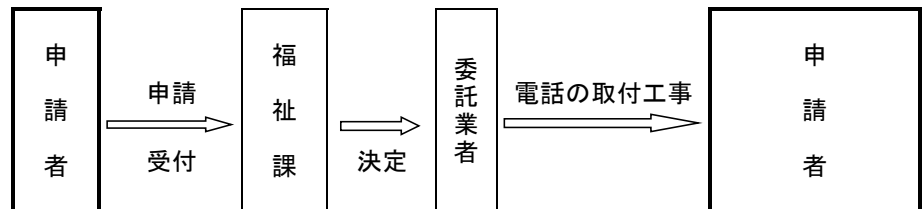
在宅の重度身体障害（障害の程度2級以上）を持つ方で、ひとり暮らし等のため、緊急時に連絡をとることが困難な場合、対象となります。

必要なもの

- 身体障害者手帳

固定電話があることが必要です。
（携帯電話には設置できません）
回線によっては利用できない場合があります

手続きの流れ



その他

取付工事費と貸与料金は無料ですが、電話使用料は自己負担していただきます。

市営住宅家賃の減額について

1. 減額対象世帯

- 家族（同居親族）に療育手帳 A・B 判定の知的障害者のいる世帯
- 家族（同居親族）に身体障害者手帳 1～4 級の身体障害者のいる世帯
- 家族（同居親族）に精神障害者保健福祉手帳 1～2 級所持者のいる世帯

2. 減額の割合

種 類	住 宅 の 家 賃	割 引 率
市営住宅	10,000円を超える部分	20%

※詳しくは建築住宅課（電話：66－1132）にお問い合わせください。

住宅改修費の給付

障害のある方のために住宅を改修する際、必要な経費を20万円を限度に助成します。

対象者	下肢・体幹・視覚障害の身体障害者手帳所持者で、その障害の程度が1～3級の方。 （特殊便器への取替えは上肢2級以上）
対象工事	手すり取付け・段差の解消・引き戸等への扉の取替えなど
必要なもの	●改修工事見積書 ●改修工事図面 ●改修工事場所の施工前・施工後の写真（工事完了のとき）
●既に着手している住宅改修については給付の対象になりません。 ●原則として1割負担です。 ●住宅改修費の給付は1回です。 ●介護保険の対象となる方は、介護保険の住宅改修制度をご利用いただきます。 新築の場合は、対象となりませんのでご注意ください。	

- 18歳未満の方は、子育て支援課が窓口です。
詳しくは子育て支援課（電話66－1108）にお問い合わせください。

ふれあい蒲郡

在宅福祉サービス「ふれあい蒲郡」とは・・・

在宅介護などでお困りの方や日常生活に支障がある方が「利用会員」になり、地域の中から参加した「協力会員」が、サービスを有料で提供する住民参加型会員制の相互扶助（助け合いの会）の制度です。

※申し込み・問い合わせは、蒲郡市社会福祉協議会「ふれあい蒲郡」
（電話：６７－０１１０）にお問い合わせください。

●年会費

利用会員として登録するには、年会費１，０００円が必要です。

●利用時間、利用料等

年会費の他、利用する度に利用料金をお支払いいただきます。詳しくは、
蒲郡市社会福祉協議会「ふれあい蒲郡」へお問合せください。（電話６７－０１１０）

日常生活の援助

●サービスの内容（介護・介助・家事援助）

※通院介助・外出時の介助など

※調理・炊事・洗濯・掃除・生活用品の買い物・話し相手など

●利用できる方

市内に住んでいる方で日常生活を営むのに支障がある方
（事前に利用会員としての登録が必要です）

送迎サービス

※車中 介助者の添乗が必要です。

車いす・ストレッチャーのままでの通院・外出の送迎サービスを専用の車で行います。
車両の運転は協力会員がします。

●利用できる方

- ・利用会員で移動に車いすを利用する方
- ・寝たきりの状態にある方

（いずれの場合も利用会員であること。介助者の添乗が必要です）

●運行範囲

市内で、自宅を拠点とした通院・外出など

●予約制

２カ月前から受付

※基本的には、公的サービスを優先していただきます。

※「ふれあい蒲郡」で対応できない場合もあります。

車いすの貸し出しについて

蒲郡市社会福祉協議会（電話69-3911）では、市内在住の方を対象に、自宅で使用する目的で車いすを貸し出しています。貸出期間は３か月以内で、使用料は無料です。障害者手帳をお持ちでない方も対象です。

税金の軽減について

各税法上の減免について

豊橋税務署 電話：0532-52-6201

税 目	事 項	対 象 者	所 得 控 除 額
所得税	障 害 者 控 除 (本人・被扶養者とも)	身体障害者手帳… 3 ～ 6 級 療育手帳… B ・ C 判定 精神障害者保健福祉手帳… 2 ・ 3 級	1 人につき所得金額 から 2 7 万円の控除
	特別障害者控除 (本人・被扶養者とも)	身体障害者手帳… 1 ・ 2 級 療育手帳… A 判定 精神障害者保健福祉手帳… 1 級	1 人につき所得金額 から 4 0 万円の控除
	同居特別障害者 扶 養 控 除	身体障害者手帳… 1 ・ 2 級 療育手帳… A 判定 精神障害者保健福祉手帳… 1 級	扶養控除または 配偶者控除に加え 3 5 万円の控除
相続税	障 害 者 控 除	身体障害者手帳… 3 ～ 6 級 療育手帳… B ・ C 判定 精神障害者保健福祉手帳… 2 ・ 3 級	8 5 歳に達するまで の年数 × 1 0 万円 (※注)
		身体障害者手帳… 1 ・ 2 級 療育手帳… A 判定 精神障害者保健福祉手帳… 1 級	8 5 歳に達するまで の年数 × 2 0 万円 (※注)
贈与税	贈与税の非課税	精神障害者保健福祉手帳… 2 ・ 3 級	信託受益権の価格のうち 3, 0 0 0 万円まで
		身体障害者手帳… 1 ・ 2 級 療育手帳… A 判定 精神障害者保健福祉手帳… 1 級	信託受益権の価格のうち 6, 0 0 0 万円まで

市役所税務課 電話：66-1116

税 目	事 項	対 象 者	所 得 控 除 額
市民税 ・ 県民税	障 害 者 控 除 (本人・被扶養者とも)	身体障害者手帳… 3 ～ 6 級 療育手帳… B ・ C 判定 精神障害者保健福祉手帳… 2 ・ 3 級	1 人につき所得金額 から 2 6 万円の控除
	特別障害者控除 (本人・被扶養者とも)	身体障害者手帳… 1 ・ 2 級 療育手帳… A 判定 精神障害者保健福祉手帳… 1 級	1 人につき所得金額 から 3 0 万円の控除
	同居特別障害者 扶 養 控 除	身体障害者手帳… 1 ・ 2 級 療育手帳… A 判定 精神障害者保健福祉手帳… 1 級	扶養控除または 配偶者控除に加え 2 3 万円の控除
	非 課 税 限 度 額	前年の合計所得金額が 1 3 5 万円以下の場合には非課税 となります。(障害者本人)	

有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳（第1種・第2種）または療育手帳（A判定）の交付を受けている方が、有料道路を利用する際に、通行料金が半額となる割引が受けられます。精神障害者保健福祉手帳は対象外です。

事前に福祉課で、身体障害者手帳または療育手帳に自動車登録番号・有効期間等を記載する、登録の手続きが必要です。

対象者

- 本人運転の場合（障害者本人が運転する場合）
※身体障害者手帳（第1種・第2種）の方（療育手帳は対象となりません。）
- 介護者運転の場合（障害のある本人以外の方が運転し、本人が同乗する場合）
※身体障害者手帳（第1種）または療育手帳（A判定）の方

対象自動車の範囲

障害のある人1人につき自動車1台を登録することができます。

※登録できる車がない場合でも、「自動車登録なし」で申請が可能です（ただし、ETC無線通行（ノンストップ走行）での割引は受けられません）。

【車種について】

乗用自動車、ライトバンなどの貨物自動車、車いす移動車や身体障害者輸送車等の特殊用途自動車、排気量が125ccを超える二輪自動車などで、車検証に「自家用」と記載されているもの（※事業用は対象外）

【車の所有者の名義について】

- 本人運転の場合
本人及び親族等の個人名義（※一部の親族については別居でも可）
 - 介護者運転の場合
本人及び親族等、またはこれらの人が自動車を所有していない場合は本人を継続して日常的に介護している人の個人名義
- ※本人と親族等が別世帯の場合は、戸籍等が必要な場合があります。
- ※割賦購入（ローン）又は長期リースにより自動車を利用している場合であって、車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に上記に該当する方の氏名が記載されている場合は対象となります。
- ただし、ローン終了後は所有者の名義変更が必要です。

必要なもの

【ETCを利用しない場合】

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 車検証（※車両登録をしない場合は不要）
- 運転免許証（※本人運転の場合）
- 割賦契約書またはリース契約書（※割賦契約または長期リースにより自動車を利用されている場合）

【ETCを利用する場合】

- ETCカード（本人名義に限る。20歳未満で第1種の手帳保持者は、親権者その他の法定代理人等の名義でも可）
- ETC車載器セットアップ申込書・証明書
- 身体障害者手帳または療育手帳
- 車検証
- 運転免許証（※本人運転の場合）
- 割賦契約書またはリース契約書（※割賦契約または長期リースにより自動車を利用されている場合）

割引有効期間

新規・変更申請の場合の割引有効期間は、申請をした日から、その後の2回目の誕生日までとなります。

更新の申請は、割引有効期限の2か月前からその前日までに行うことが可能で、有効期間は申請した日から、その後の3回目の誕生日まで（最長2年2ヶ月）となります。

変更申請

割り引き有効期間内に以下の事項を変更する場合は、変更申請が必要です。

- 手帳に記載された自動車登録番号等
- 手帳に記載された自動車の車検証上の所有者・使用者
- ETC利用登録されたETCカードの名義・番号
- ETC利用登録されたETC車載器の管理番号
- ETC利用登録された申請者の名前・住所

使用方法

〔ETCを利用しない場合〕

料金支払い時に、身体障害者手帳または療育手帳の必要事項が記載された箇所をご提示ください。

〔ETCを利用する場合〕

事前に利用登録されたETCカード、自動車、ETC車載器の組合せで通行してください。（路側の料金表示器には割り引き前の通常料金が表示されます。）

身体障害者手帳または療育手帳は常に携帯してください。

手続き後、有料道路ETC割引登録係においてデータの登録が完了すると、ETC利用の開始日が登録係から書面で通知されます。

開始日前のETC通行は、割り引き対象となりませんので、手続き後も開始日までは手帳の提示により割り引きを受けてください。

問合わせ先

有料道路ETC割引登録係（電話：045-477-1233）

駐車禁止等除外指定車標章(除外対象者使用中)の交付

※窓口は蒲郡警察署交通課（電話：68-0110）です。

愛知県公安委員会から、対象の障害を持つ方に交付されます。

許可証の交付を受けた自動車に障害のある人本人が乗車中の場合に限り、駐車禁止（法定禁止場所を除く）の標識の立っている場所に駐車することができます。3年間有効です。

対象者

蒲郡警察署交通課（電話：68-0110）に直接お問合せください。

必要なもの

●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（複数所持している場合は全て）

●免許証（本人または同居の家族のうち、よく運転する方のもの）

※車検証は必要なくなりました。

取扱時間

月～金曜日（平日のみ）9時～12時、13時～16時

※自動車の所有関係や運転者、登録台数についての制限等があるため事前に蒲郡警察署交通課にお問い合わせください。

愛知県パーキング・パーミット制度について(令和8年6月制度スタート)

障がいのある方や難病の方、要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難であると認められる方に対して利用証を交付することで、対象駐車区画における不適切な駐車を抑制し、適正利用を図る制度です。

対象者や 申請方法など

詳しくは、愛知県のウェブページ（右記QRコード）をご参照ください。

問合わせ先

愛知県パーキング・パーミット制度事務局
（電話：052-990-6845）

利用できる 駐車区画

対象駐車区画は右記の2種類です。幅の広い区画を必要としない方は、可能な限りプラスワン駐車区画のご利用にご協力ください。

利用証の掲示方法

車内のルームミラーにかけるなど、車外から見てわかりやすいように利用証を掲示してください。



(軽)自動車税(種別割)・(軽)自動車税(環境性能割)の減免について

下表(対象者)の障害を持つ人が通学、通院、または生業のために使用する自動車について(軽)自動車税(種別割)及び(軽)自動車税(環境性能割)の減免を受けられる場合があります。

※タクシー料金の助成を受けている方は、減免の対象にはなりません。

対象者

等級	視覚	聴覚・平衡	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能 移動機能	免疫機能	※内部	その他
1	○		○	○	○	○	○	○	平衡機能障害…3級
2	○	○	○	○	○	○	○	○	音声機能障害(喉頭摘出に限る)…3級(本人運転に限る)
3	○	○		○	○		○	○	知的障害のある人…A判定 精神障害のある人…1級
4	○			△			△	△	※内部障害とは 心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸のいずれか(身体の内部)に障害を持つ人
5				△	△		△		
6				△			△		

(1) ○印は家族運転可。 △印は本人運転に限る。
 (2) 重複障害の場合は部位別等級で判定します。総合等級は不可。
 例: 視覚5級と聴覚4級で合わせて4級の方は対象になりません。

普通・軽自動車の所有者

障害のある方本人に限る。(※ただし障害のある方が18歳未満の場合又は、知的障害者・精神障害者の場合は、生計同一者が所有する車両も対象となります。)

普通・軽自動車の使用目的

専ら障害のある方の通学、通院、通勤、通所のために使用するもの

普通・軽自動車の範囲

障害のある方1人につき1台(自家用車に限る)

必要なもの

本人運転の場合

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか(複数持っている場合はすべて)
- 運転免許証 ●車検証

家族運転の場合

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか(複数持っている場合はすべて)
- 運転免許証(生計同一者・運転者)
- 車検証 ●印かん(シャチハタ以外)
- 住民票(障害者、自動車の所有者及び運転者の、続柄記載の住民票)
※普通自動車の申請に必要(同一世帯であることを確認するため)
- 所有者(納税義務者)のマイナンバーのわかるもの
※軽自動車税(種別割)の申請に必要
- 生計同一証明書(世帯分離している場合のみ)
- 常時介護証明書(常時介護する者が運転する場合)

【生計同一証明書の発行について】

住民票が別でも、生計を一にしている場合には、生計同一証明を提出することにより減免の対象となることがあります。
(お問合せ先はこのページ下欄をご覧ください)

●身体障害者手帳または療育手帳を持つ人の場合

まず、居住地区を担当する民生委員に「証明願」により、生計同一である旨の証明をしてもらいます。

この「証明願」に基づいて、市役所福祉課で「生計同一証明書」を発行しますので次の書類を持参してください。

- ・証明願（民生委員の証明したもの。用紙は福祉課にあります。）
- ・車検証（新規購入の場合は不要です。）・運転者の運転免許証
- ・障害者手帳

●精神障害者保健福祉手帳を持つ人の場合

障害のある方と運転者の世帯全員の住民票を保健所に持参してください。

※上記以外でも、生計同一でない家族が、障害者のみの世帯の障害者を常時介護（１年以上、継続的に週３日以上障害者のために自動車の運転を行う）する場合には、証明書（学校、病院、施設、会社等の長による）や運行計画書・誓約書を提出することにより減免の対象となることがあります。

申請期限と問い合わせ先

普通・軽自動車税（環境性能割）

自動車の取得にかかる税金で、自動車を取得した人に納めていただく税金です。

区 分	申 請 期 限
普通・軽自動車税（環境性能割）	陸運支局に新規登録、あるいは移転登録する前まで

普通・軽自動車税（種別割）

４月１日（賦課期日）現在の所有者に毎年かかる税金です。

区 分	申 請 期 限	備 考
普通自動車税（種別割）	５月３１日（納期限）まで	期限を過ぎてからの申請は、翌年度から減免となります。
軽自動車税（種別割）	５月３１日（納期限）まで	また、軽自動車税については、手帳の交付日が４月２日（賦課期日の翌日）以降の場合、申請期限までに申請しても翌年度からの減免となります。

問合せ先

普通自動車	自動車税（種別割）	東三河県税事務所自動車税担当	(0532) 35－6130
	自動車税（環境性能割）	名古屋東部県税事務所資料管理課	(052) 953－7865
軽自動車	軽自動車税（種別割）	市役所税務課税政担当	(0533) 66－1115
	軽自動車税（環境性能割）	名古屋東部県税事務所資料管理課	(052) 953－7865

タクシー料金の助成

福祉タクシー料金助成券

蒲郡市内及び近隣の提携している各タクシー会社で利用できる年間24枚綴りのチケットを福祉課窓口にて交付します。

1乗車につき初乗運賃および迎車料金を上限として運賃を助成します。

※(軽)自動車税(種別割)の減免を受けている方は、助成の対象にはなりません。

対象者

- 身体障害者手帳1～3級所持者
(上肢障害・聴覚障害・平衡機能障害・音声言語障害の人を除く)
※重複障害の場合は部位別等級で判定する。
- 療育手帳A・B判定所持者
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者

必要な物

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
(複数持っている場合はすべて)

その他

※再発行はできません。

- ・利用できる会社は…かねータクシー、豊鉄タクシー、まんとく福祉タクシー、シルバーネット、福祉タクシーげん、豊川のんほい介護タクシー、けんとケア福祉タクシー、介護・福祉タクシー結(ゆい)、介護福祉タクシーとりたく、福祉タクシーバリアフリー、さくら福祉タクシー、ナスキャブ、ケアタクシーいと、介護タクシーきららです。
- ・チケットの有効期間は、交付時から3月31日(年度末)までです。
年度を越えての利用はできません。

タクシー運賃の割引…問合せ／各タクシー会社へ

身体障害者または療育手帳の交付を受けている人は等級にかかわらず割引が受けられます。

乗車の際、身体障害者手帳または療育手帳をタクシー乗務員に提示すれば1割引の運賃となります。※迎車料金は割引の対象とはなりません。割引している区域としていない区域がありますので、乗車の際にお確かめください。

NHK放送受信料の減免

詳しい問い合わせ先
NHK視聴者コールセンター
0120-151515で確認してください。

対象者

免除の種類	対象者	契約者の条件
全額免除	●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合	どなたでも
半額免除	●世帯主が視覚・聴覚障害で身体障害者手帳を所持している場合 ●世帯主が身体障害者手帳1・2級の場合 ●世帯主が療育手帳A判定の場合 ●世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級の場合	障害者本人に限る

必要な物

- 身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 印かん

その他

- 世帯分離している場合でも同一住所で同一建物に住んでいる場合は同世帯とみなします。
- 申請先は市役所福祉課です。
- 世帯状況等に変更があった場合、福祉課に申出をしてください。
- 障害者が亡くなったときは福祉課へ届出をしてください。

各種運賃の割引引きについて

旅客鉄道株式会社（ＪＲ）旅客運賃の割引引き

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者手帳を乗車券発売窓口にて提示することにより、旅客運賃の割引引きが受けられます。

また精神障害者保健福祉手帳については顔写真付きで第１種・第２種の記載があり、有効期限内のものに限ります。

種別	条件	乗車券	割引内容	割引率
第１種障害者	１人で利用するとき	普通乗車券	片道１００kmを超える旅行のとき 【目安】西：大垣（９９km）東：焼津（１１６km）	５割
	介護人と２人で利用するとき	普通乗車券	障害のある人、介護者とも	５割
		回数券	障害のある人、介護者とも	５割
		急行券	障害のある人、介護者とも （特別急行券は除く）	５割
		定期券	障害のある人、介護者とも 〔障害者が小児の場合は介護者のみ 介護者に対して通勤定期乗車券を発売〕	５割
第２種障害者	１人で利用するとき	普通乗車券	片道１００kmを超える旅行のとき 【目安】西：大垣（９９km）東：焼津（１１６km）	５割
	障害者が１２歳未満の小児で、介護人と２人で利用するとき	定期券	介護者に対して通勤定期乗車券を発売	５割

私鉄旅客運賃の割引引き・・・問合せ／各鉄道会社へ

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を乗車券発売窓口にて提示することにより、旅客運賃の割引引きを受けられます。

割引引き対象、割引引き率、乗車券の種類などの詳細は鉄道会社の窓口にお問い合わせください。

航空旅客運賃の割引引き・・・問合せ／各航空会社へ

満１２歳以上の身体障害、知的障害、精神障害のある人は、本人と介護者１名に対し、航空旅客運賃が割引引きされます。（割引運賃は航空会社や路線によって異なります。）

身体障害、知的障害のある第２種の方は、一部の航空会社では本人のみの割引引きになります。

精神障害のある方は一部航空会社を除き割引引きされます。また精神障害者保健福祉手帳については顔写真付きで有効期限内のものに限ります。

なお割引引きは、障害の程度に関係なく行われます。

詳しいことは、航空券販売窓口へお問い合わせください。

バス運賃の割引引き・・・問合せ／各バス会社へ

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示することにより、運賃の割引引きを受けられます。

詳細は各販売窓口や乗務員へお問い合わせください。

なお、蒲郡市内を走るコミュニティーバスについては、障がい者等お一人での利用が難しい方の介助者１名については無料です。

携帯電話の割引サービスについて

身体・療育・精神の障害者手帳をお持ちの方を対象に、携帯電話の基本料金・通話料・通信用料等が割引になるサービスがあります。

くわしくは、契約をしている携帯電話の会社にお問い合わせください。

手当・年金等について

【蒲郡市障害者扶助料】

蒲郡市内に住所があり、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）を持つ方に、市から支給される手当です。

対象者および支給額

種別	障 害 の 等 級	扶助料（月額）
1 種	身体障害者手帳 1・2 級	3,000 円
	療 育 手 帳 A 判定	
	精神障害者保健福祉手帳 1 級	
2 種	身体障害者手帳 3 級	2,200 円
	療 育 手 帳 B 判定	
	精神障害者保健福祉手帳 2 級	
3 種	身体障害者手帳 4 級	1,800 円
	精神障害者保健福祉手帳 3 級	
4 種	身体障害者手帳 5・6 級	700 円
	療 育 手 帳 C 判定	

必要な物

- 本人名義の預金通帳
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか（複数持っている人はすべて）

支給方法

扶助料申請時に届出のあった金融機関の口座に、年3回（4月・8月・12月の20日 ※土日祝日の場合は前開庁日）に、前4ヵ月分がまとめて振り込まれます。
通帳には「ガマ`オリシヨウガ`インフジ`ヨリヨウ」と記載されます。

支給期間

扶助料申請時の翌月分から受給資格を失った月分まで
例：H28年1月に申請して、H29年3月に喪失した場合
→H28年2月分～H29年3月分まで支給されます。

※こんな時は届出が必要です

変更届	●障害の等級が変わったとき ※等級が変わると手当額が変わることがありますので、必ず届出をしてください。
	●住所、氏名、振込口座を変更するとき ※変更の届出をされないと、手当の支払いが遅れる場合があります。
喪失届	●蒲郡市から転出するとき
	●手帳所有者が亡くなられたとき ※届出が遅れると、さかのぼって手当をお返しいただく場合がありますのでご注意ください。

必要な物

- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 受給者が亡くなられ未支給手当が残っている場合は、同居親族の方に未支給分が振り込まれます。同居親族（配偶者優先）の預金通帳をお持ちください。

【愛知県在宅重度障害者手当】

愛知県内に住所があり、重度の身体障害者手帳または療育手帳を持つ方に、愛知県から支給される手当です。

対象者及び支給額

※ 65歳以上で初めて手帳を取得した人は対象外となります。

ただし、身体障害者手帳1・2級とIQ35以下の療育手帳を併せて取得した方は対象となります。（平成20年4月1日～適用）

※ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当など国の手当を受けている方は対象外となります。

種別	障 害 の 等 級	県在宅重度障害者手当（月額）
1 種	身体障害者手帳1・2級で、療育手帳の知的障害がIQ35以下の人	15,950円
2 種	身体障害者手帳 …… 1・2級	6,950円
	療 育 手 帳 …… A判定	
	身体障害者手帳3級と、療育手帳B判定を、あわせて持つ人	

必要な物

- 愛知県在宅重度障害者手当申請書（福祉課にあります。）
- 身体障害者手帳または療育手帳（両方持っている方は両方）
- 本人名義の預金通帳

支給方法

手当申請時に届出のあった金融機関の口座に、年に3回（毎年4月・8月・12月の25日※土日祝日の場合は前開庁日）、前4か月分がまとめて振り込まれます。

※申請した月の翌月から支給開始となります。

支給制限

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 施設（障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）に入所している方
- 継続して3ヶ月を超えて入院している方
- 障害者本人または扶養義務者等の所得が所得制限額を超えている方

現況届

毎年8月に現況届の提出が必要です。現況届の用紙を送付しますので、所定の期日までに提出してください。この届出をしないと、8月分以降の手当が受けられませんので、ご注意ください。現況届の提出によって所得の再確認を行い、障害者本人及び扶養義務者等のいずれかの所得が所得制限を超えた場合には、支給停止されます。

（支給が停止された場合にも、受給資格は継続されます。翌年度の現況届で再度所得の再確認を行います。所得制限額を下回っていることが確認できた場合は、支給停止解除となります。）

※こんな時は届出が必要です。

変更届	●住所・氏名・振込口座を変更するとき ※変更の届出をさないと、手当の支払いが遅れる場合があります。
喪失届	●施設に入所するとき ●継続して3ヶ月を超えて入院したとき ●手当受給者が亡くなったとき（同居親族（配偶者優先）の通帳が必要です。） ●県外へ転出するとき <u>※届出が遅れると、さかのぼって手当をお返しいただく場合がありますのでご注意ください。</u>

【特別障害者手当】

20歳以上で、最重度の障害のため日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の方に、国と愛知県から支給される手当です。

対象者及び支給額

20歳以上で、在宅生活をしており、次のいずれかに該当する方

- 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を重複して有する方
- 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方で、IQ20以下の人または常時介護が必要な精神障害を有する方
- 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上持つ方
- 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方またはIQ20以下の方もしくはこれと同程度の障害または病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

※対象者の障害程度は目安であり、該当しない場合もあります。認定診断書等による審査が必要です
 ※障害者手帳を所持していなくても重度の障害が認められれば、対象となる場合があります。
 ※愛知県在宅重度障害者手当とあわせて受給することはできません。

特別障害者手当（月額）		
種別	国 支 給 分	県 加 算 分
A 種	30,450円	6,850円 ※身体障害1・2級で、療育手帳の知的障害の程度がIQ35以下の人
B 種	30,450円	1,050円 ※身体障害1・2級を持つ人、または療育手帳の知的障害の程度がIQ35以下の人
C 種	30,450円	0円 ※上記以外の人

必要な物

- 特別障害者手当認定請求書（福祉課にあります。）
- 特別障害者手当認定診断書
- 本人の公的年金等の証書
- 前年または前々年の1月から12月までに受けた年金額がわかるもの（振込口座の通帳、年金振込通知書等）
- 介護保険料額確定通知書（年金から介護保険料が特別徴収されている方のみ）
- 本人名義の預金通帳
- 本人、配偶者及び扶養義務者（世帯で最も所得が多い方）のマイナンバーが分かるもの（通知カードやマイナンバーの記載のある住民票）
- 本人確認書類（写真付きのものは1点、写真のないものは2点ご用意ください。）

支給方法

手当申請時に届出のあった金融機関の口座に、年4回（毎年2月・5月・8月・11月の10日※土日祝日の場合は前開庁日）、前3か月分がまとめて振り込まれます。
 ※申請した月の翌月から支給開始となります。

支給制限

- 次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。
- 施設（障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）に入所している方
 - 継続して3ヶ月を超えて入院している方
 - 障害者本人または扶養義務者等の所得が所得制限額を超えている方

現況届

毎年8月に現況届の提出が必要です。現況届の用紙を送付しますので、所定の期日までに提出してください。この届出をしないと、8月分以降の手当が受けられませんので、ご注意ください。現況届の提出によって所得の再確認を行い、障害者本人及び扶養義務者等のいずれかの所得が所得制限を超えた場合には、支給停止されます。

（支給が停止された場合にも、受給資格は継続されます。翌年度の現況届で再度所得の再確認を行います。所得制限額を下回っていることが確認できた場合は、支給停止解除となります。）

※こんな時は届出が必要です。

変更届	● 住所・氏名・振込口座を変更するとき ※変更の届出をされないと、手当の支払いが遅れる場合があります。
喪失届	● 施設に入所するとき ● 継続して3ヶ月を超えて入院したとき ● 手当受給者が亡くなったとき（同居親族（配偶者優先）の通帳が必要です。） ※届出が遅れると、さかのぼって手当をお返しいただく場合がありますのでご注意ください。

【障害児福祉手当】

20歳になるとときには障害基礎年金が受給できる可能性があります。
保険年金課にお問い合わせください。

20歳未満で、日常生活に常時介護を必要とする在宅の方に、国と愛知県から支給される手当です。

対象者及び支給額

20歳未満で、在宅生活をしており、次のいずれかに該当する方

- 身体障害1級（2級の一部を含む。）の障害を有する方
- IQ20以下の方
- 上記と同程度の障害または病状で、常時介護が必要な方

※対象者の障害程度は目安であり、該当しない場合もあります。認定診断書等による審査が必要です。

※障害者手帳を所持していなくても重度の障害が認められれば、対象となる場合があります。

※愛知県在宅重度障害者手当とあわせて受給することはできません。

障害児福祉手当（月額）		
種別	国支給分	県加算分
A種	16,560円	6,900円 ※身体障害1・2級で、療育手帳の知的障害の程度がIQ35以下の人
B種	16,560円	1,150円 ※身体障害1・2級を持つ人、または療育手帳の知的障害の程度がIQ35以下の人
C種	16,560円	0円 ※上記以外の人

必要な物

- 障害児福祉手当認定請求書（福祉課にあります。）
- 障害児福祉手当認定診断書
- 本人名義の預金通帳
- 本人及び扶養義務者（世帯で最も所得が多い方）のマイナンバーが分かるもの（通知カードやマイナンバーの記載のある住民票）
- 本人及び扶養義務者（世帯で最も所得が多い方）の本人確認書類（写真付きのものは1点、写真のないものは2点ご用意ください。）

支給方法

手当申請時に届出のあった金融機関の口座に、年4回（毎年2月・5月・8月・11月の10日※土日祝日の場合は前開庁日）、前3か月分がまとめて振り込まれます。

※申請した月の翌月から支給開始となります。

支給制限

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 施設（障害者支援施設等）に入所している方
- 障害者本人または扶養義務者等の所得が所得制限額を超えている方

支給制限

毎年8月に現況届の提出が必要です。現況届の用紙を送付しますので、所定の期日までに提出してください。この届出をしないと、8月分以降の手当が受けられませんので、ご注意ください。現況届の提出によって所得の再確認を行い、障害者本人及び扶養義務者等のいずれかの所得が所得制限を超えた場合には、支給停止されます。

（支給が停止された場合にも、受給資格は継続されます。翌年度の現況届で再度所得の再確認を行います。所得制限額を下回っていることが確認できた場合は、支給停止解除となります。）

※こんな時は届出が必要です。

変更届	● 住所・氏名・振込口座を変更するとき ※変更の届出をされないと、手当の支払いが遅れる場合があります。
喪失届	● 施設（障害者支援施設等）に入所するとき、退所したとき ● 手当受給者が亡くなられたとき（同居親族（配偶者優先）の通帳が必要です。） <u>※届出が遅れると、さかのぼって手当をお返しいただく場合がありますのでご注意ください。</u>

【障害基礎年金】

病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、障害年金の等級に該当する状態であれば、年金を受給できる可能性があります。くわしくは保険年金課（電話：６６－１１０１）にお問い合わせください。

20歳以上の方は保険年金課でご相談ください。

対象者

20歳以上で●身体障害のある人●知的障害のある人●精神障害のある人
※20歳前の厚生年金・共済組合加入期間に初診日がある方は、20歳未満でも申請できる場合があります。

必要な物

障害年金用の診断書等が必要になります。申請先でご確認ください。

申請先

初診日	申請先
国民年金加入期間 20歳前または60歳以上65歳未満の 年金制度未加入期間	保険年金課 または豊橋年金事務所 TEL0532-33-4111(自動音声①→②)
厚生年金加入期間 配偶者の被扶養者であった期間	豊橋年金事務所
共済組合加入期間	各共済組合

年金額

1級	1,059,125円／年 (88,260円／月)	(令和8年度)
2級	847,300円／年 (70,608円／月)	

※等級は障害者手帳と異なります。加算がある場合があります。

支給方法

年金申請時に届出のあった金融機関の口座に、偶数月の15日頃に振り込まれます。

【障害年金生活者支援給付金】

障害基礎年金に上乗せして支払われる給付金です。

くわしくは保険年金課（電話：６６－１１０１）にお問い合わせください。

対象者

障害基礎年金1級または2級を受給している人※所得制限があります。

給付額

障害基礎年金1級の方	7, 0 2 5 円（月額）	(令和8年度)
障害基礎年金2級の方	5, 6 2 0 円（月額）	

申請方法

障害基礎年金と同時に申請。

注意事項

原則として申請翌月分から対象となります。ただし、障害基礎年金の受給権発生日から3ヶ月以内に申請した場合、受給権発生日の翌月分からさかのぼって支給されます。特に、20歳前初診の傷病を原因として、20歳到達時に障害基礎年金を申請する方は、お早めにご相談ください。

支給方法

年金と同じ口座に、年金支払い日と同日に振り込まれます。

【特別児童扶養手当】

20歳になるとときには障害基礎年金が受給できる可能性があります。保険年金課にお問い合わせください。

身体・知的発達又は精神に障害のある20歳未満の児童を育てている方に手当を支給します。（所得制限があります）

詳しくは、子育て支援課（電話：６６－１１０８）にお問い合わせください。

対象児童	●IQ50以下（療育手帳A・B判定）程度の障害のある児童 ●身体障害1～3級（4級の一部を含む）程度の障害のある児童 ●精神障害1・2級程度の障害のある児童 ※上記のほか、手帳の等級にかかわらず、医師の診断書による申請が可能です。 ※児童福祉施設（通園施設は除く）に入所しているときは該当しません。
------	--

	障害の程度	月額
1級	IQ35以下（療育手帳A判定）程度の知的障害または同程度の精神障害、身体障害1～2級程度の障害のある児童	58,450円
2級	IQ50以下（療育手帳B判定）程度の知的障害または同程度の精神障害、身体障害3級（4級の一部を含む）程度の障害のある児童	38,930円

※障害の程度は目安であり、愛知県の審査により該当しない場合があります。

必要な物	状況により必要なものが異なりますので、子育て支援課にお問い合わせください。
支給方法	手当申請時に届出のあった金融機関の口座に、年3回（4月・8月・11月の各月11日）に振り込みます。
注意事項	●毎年8月に現況届の提出が必要です。

【児童扶養手当】

母子家庭または父子家庭または父か母が重度障害の状態（内部・精神障害の方で、就労可能な場合は非該当）にある家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、18歳以下の児童（児童に障害がある場合は20歳未満）を育てている方に手当を支給します。（所得制限あり）

児童(月額)	1人	48,050円～11,340円（所得に応じて）
	2人目～	11,350円～5,680円加算（所得に応じて）

※ただし、児童が児童福祉施設（通園施設は除く）に入所しているときは該当しません。

詳しくは、子育て支援課（電話：66-1108）にお問い合わせください。

支給方法

手当申請時に届出のあった金融機関の口座に、年6回（1月・3月・5月・7月・9月・11月の各月11日）に振り込みます。

【愛知県遺児手当】

母子家庭または父子家庭または父か母が重度障害の状態にある家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、18歳以下の児童を育てている方に手当を支給します。（所得制限あり）

※ただし、公的年金を受給している方や児童が児童福祉施設（通園施設は除く）に入所しているときは該当しません。

詳しくは、子育て支援課（電話：66-1108）にお問い合わせください。

児童1人につき (月額)	支給開始1～3年目	4,350円
	支給開始4～5年目	2,175円
	6年目以降	0円

支給方法

手当申請時に届出のあった金融機関の口座に、年6回（1月・3月・5月・7月・9月・11月の各月25日）に振り込みます。

【蒲郡市遺児手当】

母子家庭または父子家庭または父か母が重度障害の状態にある家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、18歳以下の児童を育てている方に手当を支給します。（児童が義務教育終了後は所得制限があります）

※ただし、児童が児童福祉施設（通園施設は除く）に入所しているときは該当しません。

詳しくは、子育て支援課（電話：66-1108）にお問い合わせください。

児童1人につき	月 額	2,000円
---------	-----	--------

身体障害者手帳1～3級をお持ちの方で18歳以下の児童がいる場合、蒲郡市遺児手当が支給される場合があります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

支給方法

手当申請時に届出のあった金融機関の口座に、年6回（1月・3月・5月・7月・9月・11月の各月11日）に振り込みます。

【手当・年金一覧】

(×は併給できません)

制 度	手 当 ・ 年 金 名	扶 助 料	在 重 手 当	特 障 手 当	障 児 手 当	特 児 手 当	障 基 年 金	老 基 年 金	老 福 年 金	遺 基 年 金
市	蒲郡市障害者扶助料									
県	愛知県在宅重度障害者手当			×	×					
国	特 別 障 害 者 手 当		×		×					
	障 害 児 福 祉 手 当		×	×			×	×	×	
	特 別 児 童 扶 養 手 当									
年 金	障 害 基 礎 年 金				×			×	×	×
	老 齢 基 礎 年 金				×		×		×	×
	老 齢 福 祉 年 金				×		×	×		×
	遺 族 基 礎 年 金						×	×	×	

心身障害者扶養共済について

保護者が死亡したり、身体に著しい障害を有する状態となったときに、年金を支給して障害のある方の生活の安定をはかることを目的とした相互扶助の制度です。

加入できる保護者

下記の心身に障害のある方を現に扶養している保護者で次のすべてを満たす方

- 蒲郡市市内に住所がある
- 年齢が満65歳未満である（毎年4月1日における年齢）
- 特別な疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態にある

心身障害者の範囲

- 療育手帳を持つ人
- 1級～3級の身体障害者手帳を持つ人
- 精神又は身体に永続的な障害を有する人で、上記と同程度の障害と認められるもの

共済の内容

年金額：1口につき月額2万円 （2口まで加入できます）

必要な物

- 加入申込書
- 保護者と障害のある人の住民票
- 告知書
- 年金管理者指定届

生活福祉資金の貸付について

社会福祉協議会では、障害のある人の世帯の自立更生を支援するため、次のような資金の貸付を行っています。

区分	内容	限度額	償還期間	利子	保証人
福祉費	自立した日常生活を送ることができるよう一時的に必要な資金を貸し付けます。 ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築・補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障害者用自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 等	50万円～580万円 (内容により限度額が異なります)	貸付内容により 3～20年		連帯保証人あり …無利子 連帯保証人なし …年1.5%
緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に立替的に小額の経費を貸し付けます。 ・ 医療費又は介護費の支払等の臨時の生活費が必要なとき ・ 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ・ 火災等被災によって生活費が必要なとき 等	10万円以内	据置期間 (貸付日から2か月以内) 経過後12か月以内	無利子	不要
教育支援資金	学校教育法に規定する高校・短大・大学・専修学校に修学するための費用と、入学に際し必要な経費を貸し付けます。 ・ 教育支援費 ・ 就学支度費	教育支援費 月3.5万円～6.5万円 就学支度費 50万円以内	据置期間 (卒業後6か月以内)経過後20年以内	無利子	不要 (世帯内で連帯借受人が必要)

※詳しくは蒲郡市社会福祉協議会（電話：69-3911）にお問い合わせください。

郵便による不在者投票等について

対 象 者	内 容	手 続 き
● 両下肢、体幹または移動機能障害の程度が 1 級・2 級の人 ● 内部障害の程度が 1 級～3 級の人 (2 級は肝臓機能障害のみ)	選挙の際、郵便によって自宅などで投票することができます。	● まず郵便投票証明書（7 年間有効）の交付を受けるための申請が必要です。 ● 各選挙ごとに選挙期日（投票日）前 4 日までに、この証明書を提示して文書で投票用紙を請求してください。

※郵便投票証明書の申請はいつでもできます。

※この他にも点字投票・代理投票という投票の方法があります。

※蒲郡市選挙管理委員会（行政課：66-1155）にお問い合わせください。

広報がまごおり点字版と声の広報について

毎月 1 回、視覚障害のある人を対象に 「広報がまごおり点字版」を発行しています。内容は「広報がまごおり」からの抜粋です。

また、希望される方は、「声の広報」（「広報がまごおり」の内容を録音した CD）を貸し出しします。

※詳しくは蒲郡市社会福祉協議会（電話：69-3911）にお問い合わせください。

障害者結婚祝金

対象者	障害者手帳をお持ちの方で、婚姻届を提出したときに住民票が蒲郡市にあり、過去に蒲郡市で結婚祝金を受けたことがない方。
必要なもの	● 障害者手帳（身体・知的・精神） ● 本人名義の預金通帳
支給額	障害者手帳所持者 1 人につき 5, 0 0 0 円
申出期間	婚姻届提出後 1 年以内 (婚姻後に手帳を取得された方は対象になりません)

相談の窓口

障害のある人の相談窓口

蒲郡市社会福祉協議会指定相談支援事業所 蒲郡市障がい者支援センター	〒443-0036 蒲郡市浜町93（浜町福祉センター内） 電話：0533-68-3612
障害者サポートセンター すてっぷ	〒443-0013 蒲郡市大塚町後広畑25-4 電話：0533-59-7215
相談支援 楽翔	〒443-0021 蒲郡市三谷町須田10-68 電話：0533-66-6228
相談支援事業所 はばたき ※令和7年4月より当面の間、休止	〒443-0056 蒲郡市神明町22-2 電話：0533-63-1214
障がい者相談支援センター にじ	〒443-0103 蒲郡市形原町北浜28-1 電話：0533-57-1611
相談支援事業所 つばさ	〒443-0052 蒲郡市新井町南7 電話：080-3288-7530
がまごおり・こども発達相談室 ふれあい	〒443-0036 蒲郡市浜町93（浜町福祉センター内） 電話：0533-69-5330
蒲郡市こども相談支援室	〒443-0036 蒲郡市浜町4（保健医療センター3階） 電話：0533-56-2519
相談支援事業所 ほしぞら	〒443-0048 蒲郡市緑町7-8 電話：080-2659-2431
相談支援 ジェイアンドビイ	〒443-0021 蒲郡市三谷町七舗48の2 レオパレス山竹Ⅰ 109号室 電話：090-8183-1276
相談支援事業所 あんしえる（安心得）	〒443-0057 蒲郡市中央本町12番15号 電話：090-9270-5195
ことのは	〒443-0055 蒲郡市八百富町一丁目139番地 電話：0533-63-3336
すてっぷ蒲郡+	〒443-0037 蒲郡市鹿島町後田18-1 電話：0533-95-8655

知的障害のある人及び身体障害のある人の相談窓口

東三河児童・障害者相談センター	〒440-0806 豊橋市八町通5-4（東三河総合庁舎1階） 電話：0532-54-6465（18歳未満） 電話：0532-35-6150（18歳以上） FAX：0532-35-6150
≪業 務≫ ●身体障害児者に身体障害者手帳を発行 ●知的障害児者に療育手帳を発行 ●身体障害児者及び知的障害児者の医学的、心理的及び職能的判断と必要な指導 ●障害児福祉施設への入所手続 ●身体障害者の補装具の処方及び適合判断 ※相談には予約が必要です。事前にお問い合わせください。	

精神障害のある人の相談窓口

豊川保健所	〒442-0068 豊川市諏訪三丁目237 電話：0533-86-3188 FAX：0533-89-6758
≪業 務≫ ●精神障害者の保健福祉に関する相談	

障害者医療に関する相談窓口

蒲郡市役所 保険年金課 (福祉医療担当)	〒443-8601 蒲郡市旭町17-1 電話：0533-66-1102 FAX：0533-66-1181
-------------------------	--

障害者基礎年金・障害厚生年金に関する相談窓口

豊橋年金事務所 (お客様相談室)	〒441-8603 豊橋市菰口町3-96 電話：0532-33-4113
蒲郡市役所 保険年金課 (国民年金担当)	〒443-8601 蒲郡市旭町17-1 電話：0533-66-1101 FAX：0533-66-1181

自動車税(普通車)の減免に関する相談窓口

愛知県東三河県税事務所	〒440-8515 豊橋市八町通5-4 電話：0532-35-6130 FAX：0532-53-1379
-------------	--

自動車取得税に関する相談窓口

名古屋東部県税事務所 資料管理課	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 電話：052-953-7865
------------------	--

軽自動車税の減免に関する相談窓口

蒲郡市役所 税務課 (税政担当)	〒443-8601 蒲郡市旭町17-1 電話：0533-66-1115 FAX：0533-66-1194
---------------------	--

市民税の減免に関する相談窓口

蒲郡市役所 税務課 (市民税担当)	〒443-8601 蒲郡市旭町17-1 電話：0533-66-1116 FAX：0533-66-1194
----------------------	--

国税(所得税、相続税等)の減免に関する相談窓口

豊橋税務署	〒440-8504 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎 電話：0532-52-6201
-------	--

職業に関する相談窓口

豊川公共職業安定所 蒲郡出張所(ハローワーク)	〒443-0034 蒲郡市港町16-9 電話：0533-67-8609 FAX：0533-67-1335
----------------------------	--

愛知障害者職業センター 豊橋支所	〒440-0888 豊橋市駅前大通1-27 三菱UFJ証券豊橋ビル6階 電話：0532-56-3861
就職を希望する障害のある方々に対し、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力の評価、就職前のジョブコーチ付き実習、就職後の職場適応のための援助など、それぞれに応じた継続的なサービスを提供します。 ●予約制です。	

豊橋障害者就業・生活支援センター	〒440-0888 豊橋市岩崎町字利兵72-2 岩崎通勤寮内 電話：0532-61-2062 FAX：0532-63-8788
障害のある人の職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活の支援、職業準備訓練や職場実習のあっせんなどを行います。	

愛知県障害者職業能力開発校	〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-14 電話：0533-93-2102 FAX：0533-93-6554
身体に障害のある人の就職と自立を容易にし社会で活躍できるよう、その能力に適した職業技術訓練を行っています。公共職業安定所で「入校指示」を受けて入校した場合には、訓練手当が支給されます。 《訓練職種》 システム設計科、OAビジネス科、CAD設計科、デザイン科、園芸科、アパレル科、彫型工芸科 ●訓練生のための寮も用意されています。	

その他 相談窓口

民生児童委員 蒲郡市役所 福祉課 (生活保護担当)	〒443-8601 蒲郡市旭町17-1 電話：0533-66-1104 FAX：0533-66-3130
障害のある人から日常の問題や課題について相談を受けたり、市の窓口へ橋渡しするなどの重要な役割を負っています。 市内には民生委員・児童委員がおり、それぞれに担当地域を分けていますので、あなたの住んでいる地区の担当民生委員・児童委員を知りたいときは、福祉課にお問い合わせください。	

障害者の団体と活動及び相談について

※連絡先は福祉課に
お問い合わせください。

蒲郡市身体障害者福祉協会

身体に障害のある人（会員相互の親睦事業と厚生事業などを行う団体です。）
主な活動内容として、愛知県の企画する文化・スポーツ事業への参加、健康増進
のための日帰り旅行、施設慰問、会員の啓発活動のほか各種の相談事業も実施
しています。
市内在住の身体に障害のある人（手帳所持者）であれば、どなたでも加入できます。

蒲郡手をつなぐ育成会

知的障害のある人の福祉増進を目的に、会員相互の親睦、啓発活動を行う会です。
様々な悩み事相談のほか、お花見、スポーツ、レク大会、療育キャンプ、日帰り
旅行、クリスマス会などの行事を一年を通して企画開催しています。
知的障害のある人を保護養育する人であれば、どなたでも加入できます。

蒲郡精神障害者地域家族会

精神障害者が地域において正しく理解され、適正な医療を受けながら、社会復帰が
円滑に行われるよう協力し、福祉の増進と会員の親睦を目的に活動しています。
例会（勉強会、親睦会、施設見学）を開催し、精神保健に関する知識と理解を
深める活動を行っています。
市内在住の精神に障害のある人の家族なら、どなたでも加入できます。

蒲郡訓練の会

心身に障害のある人について、介護者がその障害の理解を深め、実際の訓練の実技
指導を通して、日常の家庭における療育に役立てることを目的に会を開催しています。
心身に障害のある人とその療育に携わる保護者、養護学校関係者、福祉施設関係者
など、主旨に賛同する人であれば、どなたでも参加できます。

障害福祉サービス事業所

R8.9

種 類		施設名	所在地・連絡先
訪問系	居宅介護事業所	蒲郡市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	蒲郡市神明町18-4 電話：0533-69-3284
		コープあいち福祉サービス蒲郡	蒲郡市水竹町横枕3-1 電話：0533-67-1811
		訪問介護 きらら	蒲郡市松原町20-12 シーサイドハウス松原11号 電話：0533-68-6086
		竹谷すみれ訪問介護ステーション	蒲郡市竹谷町犬飼港1-1 電話：0533-67-0880
日中活動系	生活介護	日中支援センター 禄兵衛	蒲郡市三谷町須田10-68 電話：0533-66-6228
		わくわくワーク大塚	蒲郡市大塚町後広畑25-2 電話：0533-59-7728
		サポートくすの木 (くすの木福祉事業会)	豊川市御津町御馬塩浜29-2 電話：0533-76-2276
		そら	蒲郡市形原町北浜28-1 電話：0533-57-1611
		すてっぷ蒲郡	蒲郡市鹿島町後田18-1 電話：0533-95-8655
		生活介護イノベル大塚	蒲郡市大塚町杭内2-1 電話：0533-95-2837
		ラポリア貴船	蒲郡市蒲郡町貴船93-1 電話：0533-95-1001
	短期入所 (ショートステイ)	短期入所 休兵衛	蒲郡市三谷町須田10-68 電話：0533-66-6228
		グループホームイノベル大塚	蒲郡市大塚町杭内13 電話：0533-95-3126
		つつじ寮	蒲郡市大塚町後広畑85-1 電話：0533-59-7221
		ソーシャルインクルーホーム 蒲郡形原町	蒲郡市形原町石橋47-2、47-7、47-12 電話：0533-57-0655
		グループホームRASIEL貴船	蒲郡市蒲郡町貴船92-1 電話：0533-95-5200
居住系	施設入所支援	つつじ寮	蒲郡市大塚町後広畑85-1 電話：0533-59-7221
	共同生活援助 (グループホーム)	あざれあ	蒲郡市大塚町野添105-1 電話：0533-59-8867
		さつき荘	蒲郡市大塚町上中島32-2 電話：0533-59-8867
		ひめはる	蒲郡市大塚町後広畑25-4 電話：0533-59-8867
		かるみあ	蒲郡市大塚町後広畑25-4 電話：0533-59-8867
		ふれんず	蒲郡市大塚町後広畑25-10 電話：0533-59-8867
		はちまん	蒲郡市大塚町八幡1-1 電話：0533-59-6099
		三谷の調べ	蒲郡市三谷町諏訪山126 電話：0533-75-6563
		Terrace Green ole形原	蒲郡市形原町海蔵42-2 電話：0533-79-6869
		グループホームイノベル大塚	蒲郡市大塚町杭内13 電話：0533-95-3126
		ピュアライフ蒲郡	蒲郡市豊岡町畑ヶ田18-4 電話：0533-95-2001

◆市外の事業所もご利用いただけます。福祉課へお問合せください。(0533)66-1106

種 類		施設名	所在地・連絡先
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	ソーシャルインクルーホーム 蒲郡形原町	蒲郡市形原町石橋47-2、47-7、47-12 電話：0533-57-0655
		グループホームRASIEL 貴船	蒲郡市蒲郡町貴船92-1 電話：0533-95-5200
訓練系・就労系	就労選択支援	就労選択支援事業所 エニシアン・オフィス	蒲郡市中央本町12-15 電話：0533-95-2485
		就労支援 きずな 蒲郡館	蒲郡市神明町8-10 Oriビル301東側 電話：0533-95-4145
	就労定着支援	愛知太陽の家 ワークサポートセンター	蒲郡市形原町北浜28-1 電話：0533-57-1611
		就労支援 きずな 蒲郡館	蒲郡市神明町8-10 Oriビル203 電話：0533-95-4145
		就労定着支援事業所 エニシアン・オフィス	蒲郡市中央本町12-15 電話：0533-95-2485
	就労移行支援	就労支援 きずな 蒲郡館	蒲郡市神明町8番10号 Oriビル203 電話：0533-95-4145
		多機能型就労支援事業所 シャリオ	蒲郡市緑町7-8 電話：0533-95-0792
		就労移行支援事業所 エニシアン・オフィス	蒲郡市中央本町12-15 電話：0533-95-2485
		愛知太陽の家 蒲郡ワークセンター	蒲郡市形原町北浜28-1 電話：0533-57-1611
	就労継続支援A型	愛知太陽の家 蒲郡ワークセンター	蒲郡市形原町北浜28-1 電話：0533-57-1611
	就労継続支援B型	オレンジホーム	蒲郡市神明町22-2 電話：0533-69-5280
		オレンジプラス	蒲郡市水竹町千丸220-6 電話：0533-79-9477
		愛知太陽の家 蒲郡ワークショップ	蒲郡市形原町北浜28-1 電話：0533-57-1611
		日中支援センター 八兵衛	蒲郡市三谷町須田10-68 電話：0533-69-1169
		多機能型就労支援事業所 シャリオ	蒲郡市緑町7-8 電話：0533-95-0792
		ピュアオフィス矢車草 蒲郡	蒲郡市浜町14 浜町ビル1階 電話：0533-95-4663
		就労支援 きずな 蒲郡館	蒲郡市神明町8-10 Oriビル203 電話：0533-95-4145
		就労継続支援B型事業所 エニシアン・オフィス	蒲郡市中央本町12-15 電話：0533-95-2485
		ゆうゆう	蒲郡市府相町新井前845番地3 電話：0533-95-2217
		ゆうゆう三谷	蒲郡市三谷町十舗45番地 電話：0533-95-1021
		つむぎの森	蒲郡市八百富町一丁目139番地 電話：0533-63-2363

◆市外の事業所もご利用いただけます。福祉課へお問合せください。(0533)66-1106

種 類		施設名	所在地・連絡先	
児童通所サービス	児童発達支援 (未就学児)	がまごおり・ふれあいの場	蒲郡市浜町93 浜町福祉センター内 電話:0533-69-5330	
		蒲郡市児童発達支援センターにこりん	蒲郡市浜町4 保健医療センター3階 電話:0533-56-2519	
		児童発達支援事業所ヒトトキ	蒲郡市水竹町西清水川7-3 電話:0533-74-6735	
		希望の丘蒲郡	蒲郡市竹谷町道泉9-9 電話:0533-56-7312	
		希望の丘鹿島	蒲郡市鹿島町浜田7-5 電話:0533-56-2034	
		ウィズ・ユー蒲郡	蒲郡市形原町北双太山23 電話:0533-79-9392	
	放課後等 デイサービス (小学生～ 高校生対象)	こどもデイサービス ぼると	蒲郡市府相町2-212 電話:0533-79-8635	
		キッズサポートあぼろ	蒲郡市新井町南7 電話:0533-69-4797	
		キッズサポートセンター 千兵衛'sインク(楽笑)	蒲郡市三谷町須田10番地68 電話:0533-66-3153	
		キッズサポートセンター 千兵衛'sユニバ(楽笑)	蒲郡市三谷町須田10番地68 電話:0533-66-3153	
		ほっぷ蒲郡	蒲郡市形原町東堤下31 電話:0533-57-0301	
		アスターあさひ	蒲郡市宝町4-9 電話:0533-75-6394	
		放課後等デイサービス L.E.G	蒲郡市一色町北山18-3 電話:0533-57-1055	
		希望の丘蒲郡	蒲郡市竹谷町道泉9-9 電話:0533-56-7312	
		希望の丘鹿島	蒲郡市鹿島町浜田7-5 電話:0533-56-2034	
		ウィズ・ユー蒲郡	蒲郡市形原町北双太山23 電話:0533-79-9392	
		SMILE HOPE KURA	蒲郡市竹谷町下日山17-1 電話:0533-95-5676	
		保育所等訪問支援	蒲郡市児童発達支援センターにこりん	蒲郡市浜町4 保健医療センター3階 電話:0533-56-2519

◆市外の事業所もご利用いただけます。福祉課へお問合せください。(0533)66-1106

種 類	施設名	所在地・連絡先
計画(障害児)相談支援	蒲郡市社会福祉協議会指定相談事業所 蒲郡市障がい者支援センター	蒲郡市浜町93 浜町福祉センター内 電話：0533-68-3612
	相談支援 楽 翔 (社会福祉法人楽笑)	蒲郡市三谷町須田10-68 電話：0533-66-6228
	障害者サポートセンター すてっぷ (社福)くすの木福祉事業会	蒲郡市大塚町後広畑25-4 電話：0533-59-7215
	相談支援事業所 はばたき ※令和7年4月より当面の間、休止	蒲郡市神明町22-2 電話：0533-63-1214
	障がい者相談支援センター にじ	蒲郡市形原町北浜28-1 電話：0533-57-1611
	相談支援事業所 つばさ	蒲郡市新井町南7 電話：080-3288-7530
	がまごおり・こども発達相談室 ふれあい	蒲郡市浜町93 浜町福祉センター内 電話：0533-69-5330
	蒲郡市こども相談支援室	蒲郡市浜町4 保健医療センター3階 電話：0533-56-2519
	相談支援事業所 ほしぞら※1	蒲郡市緑町7-8 電話：080-2659-2431
	相談支援 ジェイアンドビイ	蒲郡市三谷町七舗48の2 レオパレス山竹1109号室 電話：090-8183-1276
	相談支援事業所 あんしえる(安心得)	蒲郡市中央本町12番15号 電話：090-9270-5195
	ことのは	蒲郡市八百富町一丁目139番地 電話：0533-63-3336
	すてっぷ蒲郡+※1	蒲郡市鹿島町後田18-1 電話：0533-95-8655

※1 障害児相談支援はご利用できません。

◆市外の事業所もご利用いただけます。福祉課へお問合せください。(0533)66-1106

種類	施設名	所在地・連絡先
身体障害者福祉ホーム	ゆたかホーム	蒲郡市拾石町浅岡 1-31 電話：0533-69-1122
	ひだまり	蒲郡市形原町北浜 28-1 電話：0533-57-1611（愛知太陽の家）
移動支援	蒲郡市社会福祉協議会	蒲郡市神明町 18-4 電話：0533-69-3911
	コープあいち福祉サービス蒲郡	蒲郡市水竹町横枕 3-1 電話：0533-67-1811
	訪問介護 きらら	蒲郡市松原町 20-12 シーサイドハウス松原 11号 電話：0533-68-6086
日中一時支援	わかば	蒲郡市形原町北浜 28-1 電話：0533-57-1611
	わくわくワーク大塚	蒲郡市大塚町後広畑 25-2 電話：0533-59-7728
	つつじ寮	蒲郡市大塚町後広畑 85-1 電話：0533-59-7221
	千兵衛（楽笑）	蒲郡市三谷町十舗 76-1 電話：0533-66-3153
	日中一時支援事業所ヒトトキ	蒲郡市水竹町西清水川 7-3 電話：0533-74-6735
地域活動支援センター	しおさい	蒲郡市浜町 93 浜町福祉センター内 電話：0533-68-3612

◆市外の事業所もご利用いただけます。福祉課へお問合せください。（0533）66-1106

障害のある方や配慮が必要な方に関するマーク

車椅子マーク



この車椅子マークは「障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク」です。

マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

マークはホームセンターなどの量販店やカー用品店などで、どなたでも購入できます。

個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。

障害のある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。

したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規則を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さい。

障害者手帳をお持ちで、一定の障害がある方は、警察の「駐停車禁止除外指定」が受けられます。手続き先は蒲郡警察署（電話：0533-68-0110）です。詳しい内容はこの事典の24ページをご参照のうえ、お電話でお確かめください。

四葉マーク



四葉マークは「身体障害者（肢体不自由）が運転している車」を示すための、道路交通法に基づく身体障害者標識です。身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に運転の条件が付されている方が対象となります。

表示を付けた車に対して幅寄せ・割り込みをした場合は処罰されます。初心者マークと違い、この四葉マークに表示義務はなく罰則もありませんが、表示するように努めてください。

蒲郡警察署内の交通安全協会（電話：0533-68-0110）で販売しています。お電話でお問い合わせください。

販売時間：午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
※免許証をお持ちください。

聴覚障害者マーク



聴覚障害者マークは「聴覚障害者が運転している車」を示すための、道路交通法に基づく身体障害者標識です。身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に運転の条件が付されている方が対象となります。

表示を付けた車に対して幅寄せ・割り込みをした場合は処罰されます。聴覚障害者が運転する場合、このマークを表示しないと道路交通法違反になります。
※一定以上の聴力を有する聴覚障害者には、マークを表示する義務はありません。（補聴器をつけた状態での聴力も含みます。）

蒲郡警察署内の交通安全協会（電話：0533-68-0110 FAX：0533-68-7900）で販売しています。お電話・FAXでお問い合わせください。FAXでお問い合わせの場合は、「交通課宛て」とご記入ください。

販売時間：午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
※免許証をお持ちください。

盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通マークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書類などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

＜問い合わせ先＞ 社会福祉法人日本盲人福祉委員会
電話：03-5291-7885

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを掲示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いいたします。

＜問い合わせ先＞ 特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会
電話・FAX：0568-23-4789

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、ご理解・ご協力をお願いいたします。

＜問い合わせ先＞ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室
電話：03-5253-1111 FAX：03-3503-1237

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解・ご協力をお願いいたします。

＜問い合わせ先＞ 公共財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
電話：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674

ハート・プラスマーク



「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害のある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解・ご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先> 特定非営利活動法人ハート・プラスの会
電話：080-4824-9928

障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。障害者の方の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでも分かりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

障害者雇用支援のマークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

<問い合わせ先> 公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンター
電話：052-218-2154 FAX：052-218-2155

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしてください。

※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートしてください。

<問い合わせ先> 岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課
電話：058-214-2138 FAX：058-265-7613

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

<問い合わせ先> 蒲郡市福祉部福祉課
電話：0533 - 66 - 1106 FAX：0533 - 66 - 3130

交通事故の被害に遭われた方への支援

自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等について

内 容		問い合わせ先
介護料の支給	対象：重度後遺障害者 自動車事故により、脳、脊髄または胸腹部臓器に重度の後遺障害を負い、常時または随時の介護を必要とするなど一定の要件に該当される方に介護料として支給されます。 対象となる費用は、「訪問看護等在宅介護サービス」、「介護用品の購入等」、「消耗品の購入」です。 所得制限等がありますので、詳しくは右記の連絡先までお問い合わせください。	
	支給対象者	支給額（月額）
	【特Ⅰ種】 Ⅰ種該当者のうち一定の要件に該当する方	85,310円～ 211,530円
	【Ⅰ種（常時介護型）】 自賠法施行令別表第一第1級1号又は2号	72,990円～ 166,950円
	【Ⅱ種（随時介護型）】 自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号	36,500円～ 83,480円
育成資金の貸付	対象：交通遺児等 自動車事故により保護者が亡くなったり、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までのお子さんを対象に、無利子で生活資金が借りられます。 生活状況により受けられない場合もありますので、詳しくは右記の連絡先までお問い合わせください。	
	【貸付額】	
	一時金	155,000円
	月額	10,000円 または20,000円
	入学支度金	44,000円
	【返還方法】 原則として20年以内の月々均等払い。ただし、進学・病気などによる猶予制度があります。	
独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 名古屋主管支所 〒460-0003 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル8階 電話 052-218-3017 ホームページ http://www.nasva.go.jp/		

